

曾於市過疎地域持續的發展計畫

令和8年度～令和12年度



鹿児島県曾於市

(令和8年6月23日更新)

目 次

1 基本的な事項	
(1) 曾於市の概況	3
ア 曾於市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	3
イ 曾於市における過疎の状況	3
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置 付け等を踏まえた本市の社会経済的発展の方向の概要	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 曾於市の行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現状と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	15
3 産業の振興	
(1) 現状と問題点	16
(2) その対策	18
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	25
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	25
4 地域における情報化	
(1) 現状と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	26
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現状と問題点	27
(2) その対策	29
(3) 計画	31
6 生活環境の整備	
(1) 現状と問題点	34
(2) その対策	37
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現状と問題点	41
(2) その対策	42
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
8 医療の確保	
(1) 現状と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 計画	50
9 教育の振興	
(1) 現状と問題点	51
(2) その対策	53
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	55
10 集落の整備	
(1) 現状と問題点	56
(2) その対策	56
(3) 計画	57
11 地域文化の振興等	
(1) 現状と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	59
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現状と問題点	60
(2) その対策	60
(3) 計画	60
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現状と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計画	62
(添付) 事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	63

1 基本的な事項

(1) 曾於市の概況

ア 曾於市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、平成17年7月1日に曾於郡内の大隅町・財部町・末吉町との合併により新設された市であり、市名は古代から熊襲と呼ばれた人々が住む、熊（球磨）国及び襲（曾）国の襲国に由来し、最古の記載文献は「延喜式」の巻二十二に「贈於」とあります。於は贈の音韻であって、和銅年間に地名を二字とする勅^{みことのり}がでて贈に於を加えたものであり、この歴史ある地名を継承し新市の名称としました。

地理的には鹿児島県大隅半島の北部に位置し、北は宮崎県都城市、東は宮崎県日南市、南は志布志市・大崎町、西は霧島市に隣接し、東西約30km、南北4kmないし31kmの長靴形を呈しており、面積390.14km²、人口31,825人（令和7年4月1日住民基本台帳）であり、市の北部は大淀川流域に開け、都城盆地の一角をなし、また南部は菱田川流域に広がる地域となっており、全体的には起伏の多い台地となっています。

自然的には高千穂の峰をはじめとする霧島山系を仰ぎながら、白鹿岳・高之峯や、大川原峡・花房峡・大鳥峡など風光明媚な景観地などすばらしい自然に恵まれています。

気象条件は冷涼温暖多雨で比較的恵まれています。土質は大部分がシラスやボラなどの火山灰土壌で、粘着性がないため集中豪雨時には土砂の崩壊等で甚大な災害を受けやすく、厳しい自然状況下におかれています。

交通体系では、中心部を南北に国道269号が走り、中央部を国道10号が横断し、東部の宮崎県との県境の一部を国道222号が走り、市の西部においては東九州自動車道が整備され、令和3年7月17日には、志布志IC～末吉財部IC間が全線開通しました。

また、都城志布志道路の整備については、令和7年3月23日に全線開通となり、南九州圏域の港湾、空港、貨物等の拠点が高規格道路で結ばれたところです。これにより農林畜産業の活性化、企業誘致や新たな雇用創出、救急医療体制の確立、災害発生時のネットワーク機能の確保等多くの分野で大きな役割を果たすことが期待されます。

市の中心部から東九州自動車道（末吉財部IC）まで15分、九州縦貫自動車道宮崎線（都城IC）まで30分、志布志港まで40分、鹿児島・宮崎空港まで1時間圏内となっています。

また、本市は16万都市の宮崎県都城市と接しており、市中心部から都城市街地まで約8kmで結ばれており、地理的・歴史的・経済圏からも都城市とのつながりが大きくなっています。

イ 曾於市における過疎の状況

本市の人口は、昭和35年の国勢調査では68,644人（旧3町の合計）であり、高度経済成長に伴う人口の大移動が落ち着いたとされる昭和50年の国勢調査では49,765人まで減少しています。また、令和2年の国勢調査では33,310人となっており、昭和50年からの45年の間に約33.0%の人口が減少しました。この間、年少人口は半分以下にまで減少したのに対し、65歳以上の人口は倍以上に増加し、令和2年の本市の高齢化率は41.5%となっており、全国平均（28.8%）をはるかに上回っています。また、1世帯当たりの人員は、令和2年の国勢調査では2.17人となっており、いっそう核家族化が進むとともに、単独世帯が増えていることがうかがえます。

このような少子高齢化に歯止めをかけ、過疎からの脱却をはかるため、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、これまでも道路や定住宅地分譲などの生活基盤の整備、子供医療費助成などにより子育て世代の支援、救急医療体制の強化など、過疎対策事業に積極的に取り組んでき

ました。

しかし、これらの施策に一定の効果はあったものの、依然として人口減少が続いており、若年層の流出や高齢化の進行等による地域活力の低下、耕作放棄地の増加、交通手段の確保、厳しい財政状況など多くの課題を抱えています。

これらに的確に対応し、市民に身近な自治体として、将来にわたり良質な行政サービスを安定的に提供し、市民の期待に応えていくため、先人から受け継いできた歴史と文化、豊かで美しい自然環境とその恵みを活かして発展してきた産業、そして本市に暮らす人々や地域の絆など多様な地域資源を最大限に活用することにより、新たな時代に適合した本市独自の地域文化や産業などの振興を図る必要があります。

また、今後も進む人口減少の対策として、定住団地の造成や移住定住のための支援、若者への就労支援、企業・創業の促進、農業の担い手支援や人材育成を行い、市内での就労へ結びつける必要があります。さらに、豊かな自然環境を活かした観光への取組みを通じ、曾於市へ興味をもってもらうことや、将来的な地方移住にもつながる関係人口の創出をしていく必要があります。

今後は、曾於市総合振興計画や、曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた重点プロジェクトを推進し、人口減少に対する様々なアプローチを行うことで、本市の持続的発展を図っていきます。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した本市の社会経済的発展の方向の概要

本市の産業別就業者数の推移をみると、昭和50年当時で全就業人口の58.2%を占めていた第一次産業が、令和2年になると20.5%にまで減少を見せているのに対して、第二次産業は微増、第三次産業は増加傾向にあります。産業別人口全体が、昭和50年から令和2年にかけて、39%程度減少していることに加え、その内訳も大きく減少していることから、本市の基幹産業である第一次産業に従事する人、農林業の担い手が大幅に減少していることがうかがえます。

経済的な立地特性では、市の北部に隣接している宮崎県第2の都市である都城市まで20分、東南方向に位置する重要港湾で国際バルク戦略港湾に選定されている志布志港まで40分、大隅半島の最大の都市である鹿屋市まで50分、近年IT関連産業の進出により人口増加率の著しい国分隼人地区まで40分の距離であり、九州東部を縦断する東九州自動車道の整備及び都城志布志道路の整備が進んでいることで、これまで以上に鹿児島県の東の玄関口・交通の要衝としての役割が期待されています。

本市南部の大隅町には国の機関として、税務署、法務局、自衛隊鹿児島地方協力本部大隅地域事務所が国の合同庁舎内に、簡易裁判所・職業安定所がその周辺部に設置されています。また、県の機関として、曾於畑地かんがい農業推進センター、大隅地域振興局県税課曾於市駐在機関、大隅地域振興局土木建築課曾於市駐在機関が設置されています。さらに、肉用牛の改良に関する試験研究や優良種雄牛の改良産出を行っている県肉用牛改良研究所もあり、その他の機関としては東洋一の規模を誇る曾於中央家畜市場も設置されています。

このような背景のもと、畑地かんがいなど農業基盤の整備によって、県下有数の畑作地帯、日本有数の畜産地帯が形成されています。また成熟度の高い林業地帯が形成されており、今後、県産材供給基地としても発展が期待されています。近年、農産物の輸入自由化、外材輸入量の増加など、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、競争力のあるブランドの確立が急務となっています。

このため、地域特性を活かした農林業、地場産業の育成や積極的な企業誘致を進め、地域経済の活性化を図る必要があります。農業については、環境保全型農業の推進や農産物を活用し

た特産品の開発、畑地かんがい整備により水を利用した園芸作物等の振興、後継者の確保と育成、農地の流動化による大規模農業、6次産業化の推進、農産物のブランド化を更に進め、新規就農者及び高齢者の積極的参入をすすめることで産業として魅力のある農業の振興を図ります。商業では、既存商店の特色ある活性化と後継者の確保・育成に取り組んでいきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の総人口は、令和2年国勢調査時点で33,310人となっています。平成17年国勢調査では42,287人であることから、約15年間の間に約8,900人（年間 約590人）ほど減少しています。

また、総人口だけでなく、総人口に占める年齢構成については、合併当時の平成17年国勢調査では、年少人口（0～14歳）が5,229人（総人口の12.4%）、生産年齢人口（15～64歳）が23,144人（総人口の54.7%）、老年人口（65歳以上）が13,914人（総人口の32.9%）となっています。一方で、令和2年国勢調査では、年少人口が3,654人（総人口の10.9%）、生産年齢人口が15,842人（総人口の47.5%）、老年人口は13,814人（総人口の41.5%）となっていることから分かるように、年少人口と生産年齢人口は数・割合ともに減少しているのに対し、老年人口の占める割合は次第に増加しています。

また、男女の比率は、令和2年度の国勢調査で、男46.7%、女53.3%となっており、15年前に比べて極端な変化はありませんが、どちらかというとも男が減少傾向になっています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計に基づく、本市の人口は、令和32年には、令和2年を100%とした場合の51.3%に相当する17,078人まで減少すると予想されています。また、高齢化率は52%を越える見込みとなっています。

産業別の就業者数を比較すると、令和2年の国勢調査では、第一次産業は、就業者総数の20.5%、第二次産業は21.8%、第三次産業は57.7%となっています。全国的には、第一次産業従事者の割合は4%、第二次産業は25%、第三次産業は71%であり、本市における第一次産業の割合の大きさが分かります。就業者数は、生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い、いずれの産業でも減少傾向にあります。特に第一次産業での減少幅が大きくなっています。これまで、本市の基幹産業と言われてきた第一次産業ですが、中長期的にみた場合は担い手の減少により、産業自体の衰退も懸念されています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 68,644	人 49,765	% △27.5	人 47,492	% △4.6	人 42,287	% △11.0
0歳～14歳	26,520	11,163	△57.9	8,895	△20.3	5,229	△41.2
15歳～64歳	37,742	32,529	△13.8	29,465	△9.4	23,144	△21.5
うち 15歳～ 29歳 (a)	13,879	8,873	△36.1	6,166	△30.5	5,461	△11.4
65歳以上 (b)	4,382	6,073	38.6	9,132	50.4	13,914	52.4
(a)/総数 若年者比率	% 20.2	% 17.8	—	% 13.0	—	% 12.9	—

(b)/総数 高齢者比率	% 6.4	% 12.2	—	% 19.2	—	% 32.9	—
-----------------	----------	-----------	---	-----------	---	-----------	---

区 分	平成27年		令和2年	
	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 36,557	% △13.6	人 33,310	% △8.9
0歳～14歳	4,063	△22.3	3,654	△10.0
15歳～64歳	18,785	△18.9	15,842	△15.6
うち 15歳～ 29歳 (a)	3,607	△33.9	2,830	△21.5
65歳以上 (b)	13,709	△1.4	13,814	0.7
(a)/総数 若年者比率	% 9.9	—	% 8.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 37.5	—	% 41.5	—

表1-1(2) 人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所による本市将来推計人口）

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
総人口（人）	33,310	29,818	26,892	24,170	21,685	19,304	17,078
令和2年を100%とした場合(%)	100.0	89.5	80.7	72.6	65.1	58.0	51.3
0歳～14歳（人）	3,654	3,027	2,489	2,057	1,766	1,578	1,447
（%）	100.0	82.8	68.1	56.3	48.3	43.2	39.6
15歳～64歳（人）	15,842	13,111	11,629	10,456	9,371	8,107	6,726
（%）	100.0	82.8	73.4	66.0	59.2	51.2	42.5
65歳以上（人）	13,814	13,680	12,774	11,657	10,548	9,619	8,905
（%）	100.0	99.0	92.5	84.4	76.4	69.6	64.5
75歳以上（人）	7,611	7,656	7,983	7,976	7,395	6,524	5,646
（%）	100.0	100.6	104.9	104.8	97.2	85.7	74.2

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 34,983	人 26,311	% △24.7	人 24,716	% △6.1	人 20,987	% △15.1
第一次産業 就業人口比率	% 74.8	% 58.2	—	% 37.6	—	% 28.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 6.8	% 13.8	—	% 25.1	—	% 22.8	—

第三次産業 就業人口比率	% 18.4	% 28.0	—	% 37.3	—	% 48.7	—
-----------------	-----------	-----------	---	-----------	---	-----------	---

区 分	平成27年		令和2年	
	実数	増加率	実数	増加率
総 数	人 17,269	% △17.7	人 16,093	% △6.8
第一次産業 就業人口比率	% 21.5	—	% 20.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 22.3	—	% 21.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 56.2	—	% 57.7	—

(3) 曾於市の行財政の状況

近年の市町村を取り巻く情勢は、住民の日常社会における生活圏の広域化や、少子・高齢化の進行、大規模災害など環境が大きく変化してきており、地域住民の行政に対するニーズは高まり、市町村の行政需要も年々量的に増大するとともに複雑多岐にわたっています。

これらの諸課題に適切に対応し、住民に身近な自治体として、将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、引き続き地方分権と行財政基盤の強化が不可欠であると考えられることから、今後も十分な行政サービスを提供できる体制づくりを更に推進します。

現在、国においては、「財政健全化の推進」と「地域の自立的発展の支援」を両立させる財政運営が基本方針として示されており、特に地方財政においては、持続可能な社会保障制度の維持、人口減少・少子高齢化への対応、地域経済の活性化といった諸課題への対応が急務とされています。本市においても、国の財政運営方針を踏まえつつ、限られた財源の中で行財政運営の効率化を図るとともに、地域の将来を見据えた持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

市の財政状況は、歳入面では地方交付税および各種補助金に大きく依存しており、自主財源比率は低水準にある。一方で、歳出面では、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化に対応する維持・更新経費の増加が見込まれています。

また、将来的には人口減少に伴う税収の減少や地域インフラの維持管理費の増加など、財政運営上の課題がさらに顕在化することが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、簡素で効率的な行政システムの構築や徹底した行政改革を推進するとともに、効率的で持続可能な財政運営を図ることが急務となっています。

表1-2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額A	23,956,081	26,316,556	27,221,130	31,267,911
一般財源	13,644,796	15,434,442	14,934,329	16,375,363
国庫支出金	2,710,525	2,886,572	3,013,117	3,767,233
都道府県支出金	2,523,779	1,857,640	2,083,985	2,886,751
地方債	3,646,700	3,331,200	2,977,400	4,084,600
うち過疎対策事業債	817,300	725,600	1,225,900	2,136,000
その他	1,430,281	2,806,702	4,212,299	4,153,964
歳出総額B	22,780,106	25,517,716	26,316,293	30,045,793
義務的経費	9,835,894	10,134,428	10,188,586	10,987,886
投資的経費	4,142,440	6,081,002	5,122,392	6,465,117
うち普通建設事業	4,108,710	5,840,838	4,155,213	5,511,981
その他	7,776,061	8,377,851	9,189,301	10,434,324
過疎対策事業費	1,025,711	924,435	1,816,014	2,158,466
歳入歳出差引額C (A-B)	1,175,975	798,840	904,837	1,222,118
翌年度へ繰越すべき財源 D	345,077	157,103	261,977	329,712
実質収支 C-D	830,898	641,737	642,860	892,406
財政力指数	0.28	0.28	0.31	0.31
公債費負担比率	19.3	20.0	21.0	15.4
実質公債比率	12.2	6.2	6.5	5.9
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	86.3	87.8	90.2	85.7
将来負担比率	28.9	-	-	-
地方債現在高	24,587,188	27,121,305	24,787,209	27,852,469

上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	23.6	36.8	49.1	59.08	67.57	68.99
舗装率 (%)	76.1	88.8	94.0	95.35	96.40	96.40
農道						
延長 (m)	-	-	-	1,203,379	1,204,629	1,233,951
耕地1ha当たり農道延長 (m)	91.9	107.8	143.0	-	-	-
林道						
延長 (m)	-	-	-	80,279	81,977	81,977
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.9	4.1	4.0	-	-	-
水道普及率 (%)	64.8	83.3	86.9	83.3	93.9	92.5
水洗化率 (%)	0.9	3.9	56.1	60.7	91.5	94.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0.8	0.6	14.9

上記区分のうち「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では「第3次曾於市総合振興計画」において、曾於市の将来像を「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」と定め、将来像を実現するために以下のとおり政策の基本方向を定めています。本計画においても、将来像及び政策の基本方向は、「第3次曾於市総合振興計画」に即しながら、国及び県との連携のもとに、地域再生計画等を積極的に活用しながら、引き続き総合的かつ計画的な過疎対策を実施し、持続的発展を図っていきます。

ア 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化が進む曾於市において、市民の健康と安心は暮らしの基盤です。本政策では、市民一人ひとりの心身の健康を支えるための予防・健康づくりを推進し、地域に根ざした医療体制を整備します。高齢者福祉では、介護予防や自立支援を強化し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

さらに、障がい者の自立生活や社会参加を支援し、共生社会の実現を目指します。地域福祉ネットワークを強化し、地域の支え合いを仕組みとして確立することも重視します。

曾於市の「互助・共助」の精神を生かし、市民誰もが健康で安心して暮らせる地域社会を築くことは、将来像で掲げる「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」を実現する原動力となります。

イ みんなで支え合う子育て・教育のまちづくり

曾於市の未来を築くのは、次代を担う子どもたちです。本政策では、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させ、経済的負担の軽減と安心できる環境を整えます。また、保育や教育の質向上、学校施設の整備、教育内容の充実を進め、子どもたちの健やかな成長を支えます。

さらに、家庭・地域と学校が一体となった見守り体制を構築し、「地域全体で子どもを育てる」伝統を現代に生かします。加えて、生涯学習や文化・芸術・スポーツの振興を通じ、あらゆる

世代が学び続け、互いを高め合う機会を広げます。こうした取組は、市民誰もが生涯にわたり笑顔で成長し続ける曾於の実現に直結します。

ウ 快適で安全な生活環境のまちづくり

市民が安心して曾於市での生活を続けていくためには、持続可能な生活環境の整備が欠かせません。本政策では、安全で便利な道路・交通網を整え、地域交通の持続性を確保します。

上下水道では、安全な水の供給と老朽施設の更新を進め、市民生活の安定を図ります。住環境では、良質な住宅供給、空き家の適正管理、選ばれる景観づくりを推進します。

また、防災・防犯の体制強化を通じ、災害や犯罪に強い地域社会を築きます。これらの取組は、市民が安心して暮らし続ける基盤を整備するものであり「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」という将来像の土台になります。

エ 力強い産業のまちづくり

曾於市の豊かな大地は、農畜林業をはじめとする一次産業の基盤であり、市の強みそのものです。本政策では、担い手確保や経営基盤の強化、特産品のブランド化、畜産業のさらなる強化を推進します。

商工業では企業誘致や創業支援、地域商業の活性化を進め、産業人材の育成に注力します。観光分野では地域資源の再発掘や滞在型観光、文化・イベントを核とした交流促進を進めます。曾於市の「大地と人の力」を融合させ、外に向けて誇れる産業と地域のにぎわいを創出します。これにより、持続可能で活力ある経済基盤を築き、曾於市が目指す将来像である「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」につながります。

オ 豊かな自然・環境を守り活かすまちづくり

曾於市の産業や生活は豊かな自然環境あってこそですが、私たちの働きかけや心がけがなければ自然環境を維持することはできません。

本政策では、河川や水質の保全、身近な自然環境の維持・改善を進め、市民が自然と共に暮らせる環境を守ります。また、循環型社会の構築を目指し、リサイクルや循環型ライフスタイルの普及を推進します。地域ぐるみで環境負荷を減らす取組を広げ、次世代に誇れる環境を継承します。

自然環境を守り活かすことは、曾於市独自の魅力を高めるとともに、「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」という将来像を具体化する大切な基盤となります。

カ 地域の絆を深める協働のまちづくり

曾於市には古くから自治会や地域団体を通じた互助の精神が息づいています。本政策では、住民参画や協働の仕組みを強化し、地域団体・NPO・若者を含めた多様な主体の参加を促します。

引き続き本市では、移住・定住支援にも力を入れ、曾於市が「選ばれるまち」となるよう地域の魅力を発掘・強化します。さらに、企業・金融機関・外部機関との連携を深め、地域内外の力を結集します。曾於市の様々な主体の力を集め、外部の力も取り込むことで、市民誰もが誇りを持って暮らせる社会を実現します。

こうした姿は「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」を象徴するものであり、将来像を端的に体現する政策の一つです。

キ 市民から信頼される行政経営

市民の信頼なくしてまちづくりは成り立ちません。本政策では、行政運営の効率化とDX推進により、利便性の高い行政サービスを実現します。また、職員の人材育成やガバナンス強化を

通じて、透明性と説明責任を果たします。財政健全化では、予算管理や公共施設マネジメントを徹底し、外部財源と自主財源を戦略的に確保します。

効率的かつ持続可能な行政経営なくして、曾於市の将来像「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」を実現することはできません。市民と行政が信頼で結ばれることにより、曾於市はより強固で持続可能な未来を描くことができます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

令和8年3月にまとめた「第3期 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」によると、本市の人口減少の特徴は次の2点に整理されます。

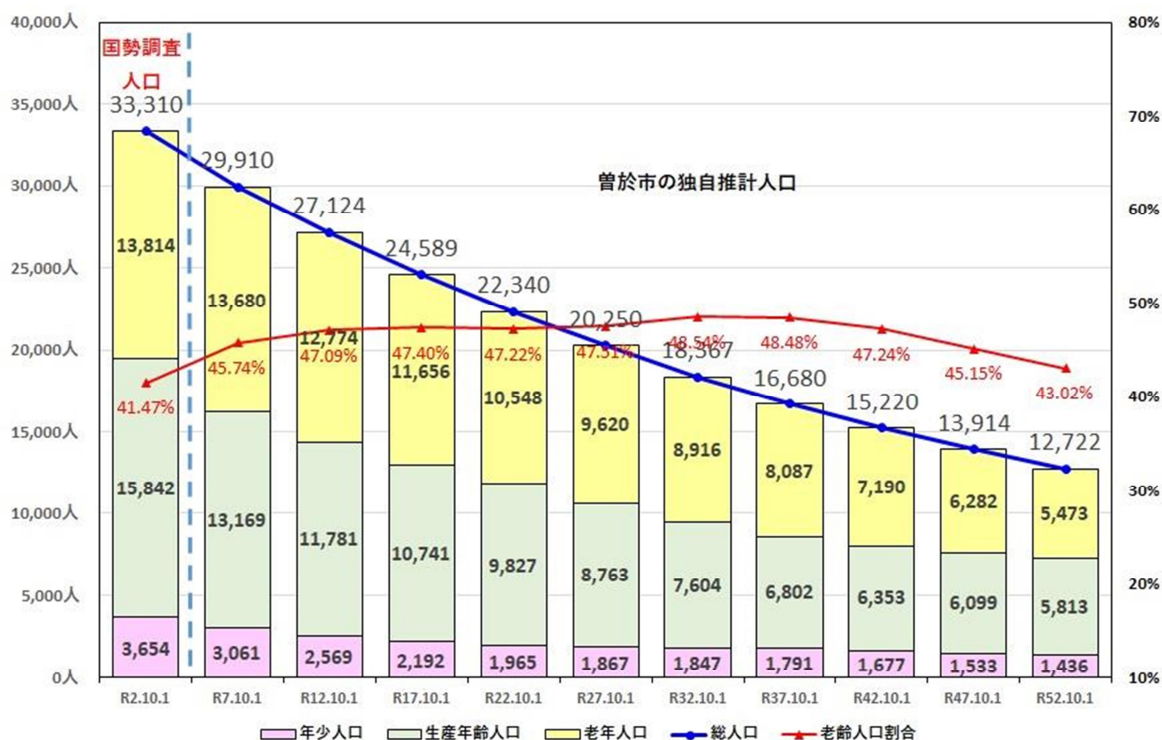
特徴① 出生数の減少と高齢化の進行により、死亡者数が出生数を上回る「自然減」が主因となっています。特に出産・子育て期の若年層の減少が出生数の低下を一層加速させています。

特徴② 高校卒業後の進学や就職に伴う若年層の転出が多く、転入者数を大きく上回る状態が続いています。この結果、結婚・出産期の世代が減少し、将来の出生力にも影響を及ぼしています。

このように、本市では、「自然減」と「社会減」が重層的に進行しており、人口減少の抑制が喫緊の課題となっています。これらの実態を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の将来人口推計を基礎に、少子化対策や定住促進の効果を反映した独自の将来人口推計を作成しました。

仮定① 婚姻・出産・子育て支援などの施策により、社人研が見込む合計特殊出生率に対して、毎年0.01ポイント（5年間で0.05ポイント）上昇すると仮定しました。これにより2070年には人口置換水準（2.07）を上回る見込みです。婚姻支援や教育費負担の軽減などの施策が定着し、若年層が安心して子どもを持てる環境が整うことを前提としています。

仮定② 44歳以下の生産年齢層を中心に、移住・定住促進や雇用創出、U・Iターン支援などの効果が現れると仮定し、社人研の純移動率に5年ごとに0.8ポイント改善する補正を行いました。これにより、若年層の転出超過を緩和し、社会減の縮小を図っています。



この表に基づき、令和12年度における本市の人口目標を次のとおり設定します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
曾於市の人口	29,896人※1 (令和7年度)	27,124人 (令和12年度)
社会増減の数	△139人 (令和7年度)	△69人 (令和12年度)

※1 令和7年度国勢調査による数値は集計中であるため、令和2年度国勢調査の数値から毎月の人口増減を反映させた人口推計値を記載。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は毎年度行うこととし、総合振興計画に基づく事業については、進捗管理シートによる振り返りによる評価を実施します。総合戦略に位置付けられている事業については、外部委員で構成される曾於市少子化・定住促進対策有識者会議を開催し、KPIに対する事業の進捗確認、効果検証を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定し、令和7年3月に改訂した曾於市公共施設等総合管理計画においては、①保有総量の縮小による将来更新負担増の軽減、②長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減、③施設管理の効率化によるコスト削減の3つを基本方針としており、公共施設にかかる将来の財政負担の軽減・平準化につなげていくための施設マネジメントを行っていくこととしています。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、この曾於市公共施設等総合管理計画に基づき実施していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

曾於市では、15歳から34歳の若年層を中心に、進学や就職を契機として市外へ転出する傾向が続いており、転出者数が転入者数を上回る状況です。

こうした若年層の流出や、農業分野をはじめとした担い手不足により、地域の将来的な活力が損なわれつつあり、人口減少と地域の維持に向けた取組が急務となっています。

また、本市への訪問者や短期滞在者といった交流人口の水準も全国的に低く、本市の存在や魅力が十分に知られていないことも課題の一つです。地域への定住を促すには、まずは関心を持ってもらい、訪れてもらうことが重要です。そのためには、本市とのつながりを持つ人を広く「関係人口」と捉え、定住に至らなくとも、何らかのかたちで地域と継続的に関わる人々を増やしていく視点が求められます。

移住体験やグリーンツーリズムといった、実際に地域に足を運び本市の暮らしや自然に触れてもらう機会を通じて、曾於市の魅力を実感してもらうことは、こうした関係人口や交流人口の創出にとって大きな意義があります。

さらに、本市ではこれまで、都城広域定住自立圏や大隅広域圏、都城北諸県広域圏、環霧島広域圏といった広域的な連携のもとで、観光振興や情報発信などに取り組んできました。今後はこうしたネットワークをより効果的に活用し、地域間の交流を深めながら、本市と多様なかたちで関わる人の増加を図っていく必要があります。

(2) その対策

人口減少対策として、宅地分譲整備事業や住宅取得者への祝金支給、住宅リフォーム促進事業、空き家バンク利用促進事業を実施し、市外からの定住を促し、地域の活性化を図ります。

また、「地域おこし協力隊」として、都市部の住民を委嘱し、地域資源の発信や地域活動への参加を通じて地域に根差した関係を築く取組も行っています。これにより、定住・定着を促すとともに、外部の視点を取り入れた新たな地域づくりが期待されます。

さらに、都城広域定住自立圏・大隅広域圏・都城北諸県広域圏・環霧島広域圏の一員として、観光案内の整備や観光資源の相互活用を進めることで、地域間の人の流れを創出し、交流人口の拡大につなげていきます。

加えて、曾於市観光協会との連携のもとで、観光・体験型プログラムの展開や特産品開発の支援を行いながら、本市と関わりを持つ関係人口を継続的に育てていくことにも力を入れていきます。観光や体験を通じて築かれたつながりをもとに、将来的な定住や地域活動への参加へとつなげることを視野に入れた取組を推進していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(1) 移住・定住	宅地分譲整備事業	市	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	空き屋バンク登録住宅改修補助事業 [事業内容] 空き家バンクの充実、改修補助 [必 要 性] 空き屋情報を必要とする人への情報発信と実際の有効活用を行うための改修等への支援が必要 [事業効果] 空き家の有効活用と定住促進が図られる	市	
		定住住宅取得推進事業 [事業内容] 市内に定住のため住宅を取得した方に対する祝い金の支給 [必 要 性] 定住者の負担軽減と市内への定住を促すために必要 [事業効果] 定住促進が図られる	市	
		地域おこし協力隊事業 [事業内容] 都市地域から曾於市へ生活の拠点を移した者を、「地域おこし協力隊員」として委嘱し一定期間地域に居住して、地域ブランド発信や地場産品の開発、PR等の地域おこし活動を行う [必 要 性] 観光振興や特産品販売、文化活動、広報活動を通じて、地域の活性化に繋げるために必要 [事業効果] 地域の活性化、定住促進が図られる	市	
		住宅リフォーム促進補助事業 [事業内容] 自己の居住する住宅の改修工事に対する補助 [必 要 性] 市民の生活環境の向上と定住促進を図るために必要 [事業効果] 住環境の向上及び定住促進並びに市内産業の雇用の創出及び活性化が図られる	市	

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

農畜産物の輸入自由化、資材費の高騰等による環境変化の中で、農家の高齢化や後継者不足などにより担い手の減少や労働力不足と農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり、これらに対応した営農体系の確立や担い手の育成・確保が急務となっています。

食への「安心・安全」はもちろん、市場ニーズに対応した農畜産物を安定的に供給する食糧供給基地としての役割がますます期待されています。

本市は、茶・ユズ・ハクサイ・スイカ・黒豚・黒牛など地域を代表するブランド品目がありますが、現在実施されている畑地かんがい事業の完成による一大産地の形成が見込まれることから、6次産業化や農畜産物のさらなるブランド化を推進するとともに、地域内の耕作放棄地や遊休農地の有効活用、農業への企業参入に加え、先端技術の活用についても検討する必要があります。

ア 基盤整備

(7) 農業

本市の北部は大淀川流域に開け、都城盆地の一角をなし、また南部は菱田川流域に広がる地域となっており、山林地帯が多く、平均気温も県平均に比べやや低い冷涼地帯という特性をもっています。総面積の59%が山林に占められ、耕地のうち水田は大淀川・菱田川流域に開け、冷涼な気候を利用した茶や野菜の栽培が行われています。

令和2年農林業センサスによると経営耕地面積4,224haの内訳は、水田1,002ha（23.7%）、畑2,674ha（63.3%）、樹園地他548ha（13%）となっており、県内の経営耕地面積に占める割合は6%であります。令和2年の農家戸数は1,750戸となっていますが、平成7年調査から令和2年調査までの10年間に1,418戸減少しています。そのような中、大規模農家や農業法人は増加の傾向であり、それに伴い農地集積や後継者による就農について徐々に改善の兆しが見えるようになってきました。しかしながら、就業者の年齢は60歳以上が59.5%と多少は改善されたものの、高齢化は喫緊の課題となっています。このように農家戸数が減少し、農業生産力が低下することが危惧されるなど、若い農業担い手の育成・確保が大きな課題となっています。

農業の大半は、畜産を主体に甘しょ・露地野菜を組み合わせた複合型農業が主となっています。

令和6年の農業生産額は51,626百万円で、耕種・畜産（飼料作を除く）別にみると、畜産が42,753百万円で全体の82.8%を占め、耕種は7,657百万円で14.8%となっています。

また、農地の整備状況は約68.7%完了し、地域の農業法人化も少しずつ進んでおり、畑地かんがい事業を中心とした効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、スマート農業への取組みなど若者が希望をもって定着できる魅力ある農業を確立する必要があります。

表3-1 農地整備状況（令和5年度農業農村整備事業における市町村別整備水準調査）

項目	かんがい排水 (用水)	かんがい排水 (排水)	畑地かんがい	ほ場整備 (全体)	ほ場整備		農道整備
					(水田)	(畑)	
要整備量(ha)	2,988	2,988	3,664	6,123	2,071	4,052	1,050
整備済量(ha)	2,276	2,206	1,822	4,226	1,634	2,591	462
整備率	76.2%	73.8%	49.7%	69%	78.9%	64.0%	44.0%

(4) 林業

本市の総土地面積は39,014haで、森林面積は23,039haとなっており総土地面積の59%を占めており、森林面積のうち民有林面積は19,354haで森林面積の84%を占めています。

そして、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積（国有林を除く）は13,236haで人工林率が68%であり、県内有数の林業地帯を形成しています。また、人工林のうち35年生以上の森林が9,357haで全体の70%を占めており、森林資源が充実してきています。

現在の林業・木材産業を取り巻く環境は、大型木材加工施設の整備等に伴い、一般用材の需要が増加傾向にあり県産材の木材供給量も年々増加傾向にあります。また、国産材価格についても一万円を超えている状況にあります。

林業労働力については、林業就業者数は減少傾向で推移しており、森林の適切な管理が困難な状況にあり、近年における皆伐面積の増加に伴い、荒廃した森林の増加や、再造林ができない森林が増加傾向にあります。このような問題を克服するため、森林環境譲与税事業等を活用し、適切な森林整備に努めます。

水源のかん養、土砂流出の防止及び土砂崩壊の防止、保健休養の場等の森林の持つ公益的機能の重要性が年々高まってきていることから、森林所有者及び地域住民の意向を踏まえ、森林環境保全を考慮した適切な森林管理による木材生産を推進する必要があります。今後は、持続可能な森林整備を維持するために、再造林を最重点課題として推進し、循環型の森林整備を確立する必要があります。

イ 経営近代化施設（農林業）

本市の基幹産業である農林業の振興を図るため、各生産組織の強化、生産技術の高位平準化、生産から流通・加工・販売の強化のために生産基盤の整備を進める必要があります。このため農林業関連近代化施設の設置・運営に努め、各部門における生産組織の育成と生産技術の向上による重点作物の振興、地域農業の再編を図る必要があります。

ウ 地場産業の振興

農林業の振興を図るためには、農林業の経営安定及び所得向上と農林産物の販路拡大・販売促進及び地産地消を含めた消費拡大を進めていく必要があるため、生産・加工・流通・販売について施設等の整備を検討する必要があります。

エ 企業誘致

本市はこれまで、一定の要件の下で市内に工場を新設又は増設する企業に用地取得、設備投資及び新たな地元雇用に対して補助金の交付や、当該事業に係る家屋及び償却資産並びにその敷地の土地に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の特別措置を実施し、企業誘致活動に努めてきた結果、工場の新設や事業拡大に伴う工場の増設がなされるなど、一定の成果を上げてきました。

また、誘致のための工業用地を市土地開発公社が所有し、分譲可能面積が約30,000㎡あり、今後も都市圏企業や地元企業の誘致を進め、新卒者やU I J ターン者の雇用の場の創出を図る必要があります。

現在、市内に閉校に伴う空き校舎などの未利用公有地等を有することから、民間の遊休地も含め、有効に活用する取組について検討を進めていく必要があります。

オ 商工業

本市の商業を取り巻く環境は極めて厳しく、特に近隣市町における大型店の出店による消費者の流出等、市内商業は大きな影響を受けています。

本市の商業は、令和5年鹿児島県統計年鑑によると320店舗、従業者数1,756人で、食料品及び日用・雑貨品の販売を中心とした小規模経営が主で、零細な商店が多い状況です。かつて、地域コミュニティの拠点として賑わいを創出していた旧町の中心商店街は、経営者の高齢化や後継ぎ不在に伴う空店舗の増加及び店舗の老朽化が目立ち、商店が散在しており、地域経済活動の停滞が懸念されています。

本市の商業振興を図るためには、事業者の自助努力はもちろんのことですが、事業者・行政・地域住民が密接な関係を持ちながら、相談・指導体制の強化による活性化を促進するとともに、地域住民の生活基盤として、個性ある街並みや購買力を促進するための方策を検討する必要があります。

カ 観光又はレクリエーション

本市は、景観の美しい花房峡憩いの森・悠久の森・大川原峡・桐原の滝・国の天然記念物に指定された溝ノ口洞穴など自然を活かした森林レクリエーションの場に恵まれています。各施設においては更なる集客力確保のための整備拡充を図る必要性があり、今後積極的に施設整備を推進する必要があります。

また、市内には都市と農村の交流の場等として3つの交流（温泉）施設があり、市内及び近隣市町村からの利用者が多く、貴重な交流・癒しの場として機能しています。

今後、歴史・文化・自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を推進する必要があります。

(2) その対策

ア 基盤整備

(7) 農業

畑地かんがい事業の早期完了を促進するほか、ほ場整備などによる農業生産基盤を強化します。

また、農地流動化や支援体制の構築などを進め、農業後継者等育成対策事業により中核的担い手の育成及び新規就農者の確保に努めるとともに、経営的有用性（費用対効果）を考えたスマート農業の推進を図ります。

畜産については、肉用牛の高能力牛確保等による生産性の向上を図り、段階的な規模拡大による大規模経営の育成に努めるとともに、労力の削減や事故防止にかかる最新技術の導入や飼養環境の改善を進め経営の安定化を図ります。

また、養豚は優良系統豚の活用による高品質な黒豚の生産を推進し、養鶏は飼養管理技術や衛生管理技術の向上により生産性の向上とコスト削減を進めます。

耕種部門では、産地の形成のため曾於市畑地かんがい営農ビジョンと曾於市園芸産地活性化プランに基づいた畑作営農産地の育成、施設園芸の産地形成を図ります。茶については、適正な施肥・防除によるクリーンな茶づくりを進めながら、産地の維持拡大と銘柄確立を図ります。

(1) 林業

林業については、森林所有者の森林に対する経営管理の意向調査を実施して、適切な森林整備が実施できるよう助言及び指導を行います。その結果を踏まえ、森林経営計画の認定促進及び森林施業の集約化を推進します。

森林整備については、基盤整備である林道・作業道等の道路網整備を進め、各種の補助制度を活用した森林整備を実施するとともに、森林組合等の事業体の担い手確保や人材育成対

策の強化を図り、林業従事者の確保に努めながら、計画的な再生林や除間伐を推進します。併せて、皆伐が行われた森林の状況把握を行い、適切な森林整備を行います。

また、森林を活用した特用林産事業を推進し、しいたけ栽培や枝物等の生産振興を推進します。

イ 経営近代化施設（農林業）

基幹産業である農林業の振興を図るため、各生産組織の強化、生産技術の高位平準化、生産から流通・加工・販売の強化のために生産基盤施設の計画的な整備・更新・改修を進めます。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の施行関連対策として、曾於市有機センターをはじめとする環境保全対策施設等の整備・更新・改修を計画的に実施します。

ウ 地場産業の振興

地場製品のブランド化と販路拡大及び地産地消を含めた消費拡大を進めながら、生産・加工・流通・販売の強化のための施設等の整備を進め、持続可能な農林業の振興を図ります。

エ 企業誘致

新卒者やU I J ターン者の雇用の場を創出し、地域労働力の地元雇用への定着、新たな税収の確保を図るためにも、今後も都市圏企業や地元企業の誘致活動を積極的に進めます。そのため誘致企業への用地取得・設備投資・雇用促進に対する各種助成や、当該事業に係る家屋及び償却資産等に対する固定資産税の課税免除等の特別措置を引き続き実施し、充実を図ります。

このため、企業誘致活動について県や関係機関との連携を図り、本市の基幹産業である農林畜産業の振興に結びつく産業や地域資源を活用した産業などの誘致に取り組みます。

また、企業誘致の受け皿となる工業団地等の用地が不足してきていることから、未利用の公有地及び民有地、貸工場の情報を共有し、企業の様々なニーズに対応し得るよう努めます。

オ 商工業

消費者視点に立った商業振興を図り、魅力ある商業環境づくりを推進します。商工業者の一層の自助努力を促すとともに、商工会との連携を強化し、地元商業の活性化に努め、消費者の市外への流出抑制策を展開し、購買力を高める運動を推進します。

また、起業家の育成・創業者の支援を商工会と協力しながら実施し、雇用の創出と地域経済活動の活性化のため、デジタル化に向けた取組みをはじめとする商店の近代化の促進、各種情報の収集及び発信を実施していきます。

カ 観光又はレクリエーション

花房峡憩いの森・悠久の森・大川原峡・溝ノ口洞穴など森林レクリエーション施設をはじめ、主要な観光施設の整備充実を図るとともに、歴史・文化・自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を推進します。

そして、グリーン・ツーリズムや観光農園、キャンプ場など豊富な自然資源を活かした体験型・滞在型の観光・レクリエーションの展開を推進し、関連施設の集客力確保のための整備拡充・修繕改修を計画的に実施します。

各地域の歴史や文化を活かし年間を通じてイベントを計画し、効果的なPRによる集客増及び交流促進を図り、霧島ジオパーク推進連絡協議会、大隅広域観光開発推進会議、日南・大隅地区観光連絡協議会など広域連携による観光推進体制の強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	かごしまの農業未来創造支援事業	市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 曾於東部地区（大沢津支線他4線）	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（高松地区）	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（大隅田地区）	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災負担金（笠木頭首工）	県	
		シラス対策事業負担金（竹山地区）	県	
		中山間地域農業農村総合整備事業負担金（第二大隅）	県	
		農村振興総合整備事業負担金（末吉地区）	県	
		農村地域防災減災事業負担金（笠木地区）	県	
		農村地域防災減災事業負担金（ため池整備）（寺園池地区）	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（飯野地区）	市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（竹下地区）	市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（天神領地区）	市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（閉山田地区）	市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（沢田地区）	市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（前玉地区）	市	
		農地整備事業（畑地帯担い手支援型）負担金（大隅南地区）	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業負担金（農業競争力強化農地整備事業）七村地区	県	
		畑地帯総合整備事業負担金（第五曾於北部地区）	県	

	畑地帯総合整備事業負担金(第三曾於北部1期・2期地区)	県	
	畑地帯総合整備事業負担金(第四曾於北部地区)	県	
	土地改良施設維持管理適正化事業(二瀬元地区)	市	
	農地耕作条件改善事業(松木段地区)	市	
	農地耕作条件改善事業(猫塚地区)	市	
	水利施設等保全高度化事業(笠木地区)	市	
	水利施設等保全高度化事業(新田場地区)	市	
	農山漁村地域整備交付金農地整備事業負担金(曾於北部地区) 農道整備 L=9,943m	県	
(2)林業	市有林管理費	市・森林組合	
(3) 経営近代化施設農業	有機センター管理費	市	
(4) 地場産業の振興試験研究施設加工施設	南九州畜産獣医学拠点整備事業	市	
	ゆず加工施設管理費	市	
(5)企業誘致	内村工業団地整備事業	市	
(9) 観光又はレクリエーション	弥五郎伝説の里施設改修事業(施設内外の改修工事)	市	
	メセナ住吉交流センター管理費	市	
	財部温泉健康センター管理費	市	

	道の駅きらら館改修事業	市	
(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	農業後継者等育成対策事業費 [事業内容] 曾於市で新規に営農を開始する方への補助 [必要性] 農業就業者の減少や高齢化が進む中、農村の持続的な発展を図るため [事業効果] 新規就農者の確保及び担い手の育成が図られる	市	
	畜産振興協議会事業 [事業内容] 畜産振興を図るための市畜産振興協議会への補助金 [必要性] 本市の基幹産業である畜産の振興を図るために必要 [事業効果] 肉用牛・豚の導入保留、改良増殖を促進し畜産のまちづくりの推進が図られる	市	
	繁殖雌牛導入保留対策事業 [事業内容] 繁殖雌牛を導入保留することに対する補助金 [必要性] 肉用牛生産基盤の確保と維持拡大を図るために必要 [事業効果] 繁殖雌牛の維持拡大が図られる	市	
	肥育素牛導入保留対策事業 [事業内容] 肥育素牛を導入保留することに対する補助金 [必要性] 肉用牛肥育経営の維持拡大を図るために必要 [事業効果] 肥育牛農家の経営安定が図られる	市	
	畜産生産基盤施設整備事業 [事業内容] 畜産生産の基盤となる施設を整備することに対する補助金 [必要性] 本市の基幹産業である畜産振興を図るために必要 [事業効果] 畜産経営の基盤強化が図られる	市	
	肥育素牛導入保留対策事業 [事業内容] 肥育素牛を導入保留することに対する補助金 [必要性] 肥育基盤の確保と経営安定を図るために必要 [事業効果] 肥育頭数の維持拡大が図られる	市	
	農業総務事務費（農業公社運営負担金） [事業内容] 曾於市、そお鹿児島農協で設立した農業公社への運営負担金 [必要性] 高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大、生産コストの増加等、生産基盤の維持が大きな課題となっている [事業効果] 曾於市の農業振興と農村の活性化に関する事業を行い、農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持・発展が図られる	市	

<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>[事業内容] 中山間地域等において農業生産活動を維持することに対する補助金</p> <p>[必要性] 農業生産条件が不利な地域において多面的機能の確保を図るため必要</p> <p>[事業効果] 耕作放棄地の発生防止・多面的機能の増進により、農業者の生産意欲の向上が図られる</p>	市	
<p>鳥獣対策事業（イノシシ等被害防止事業）</p> <p>[事業内容] イノシシ等による農作物被害を防止するための電気柵設置補助</p> <p>[必要性] イノシシ等による農作物被害を未然に防止するために必要</p> <p>[事業効果] 農業被害が軽減され、農業者の生産意欲の向上が図られる</p>	市	
<p>鳥獣対策事業（捕獲活動整備事業）</p> <p>[事業内容] 荒廃した里道の整備に補助することにより、人等の立ち入りが困難だった山林において、農業被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲活動を実施する。</p> <p>[必要性] 農業被害を及ぼすイノシシ等のより効果的な捕獲活動の実施に必要</p> <p>[事業効果] 農業被害を及ぼす有害鳥獣のより効果的な捕獲を実現することにより、農業被害が軽減され、農業者の生産意欲の向上が図られる</p>	市	
<p>鳥獣対策事業（被害防止対策整備事業）</p> <p>[事業内容] 有害鳥獣による農業被害から農地を守るための鳥獣害被害防止施設の設置補助</p> <p>[必要性] イノシシ等による農業被害を未然に防止するために必要</p> <p>[事業効果] 農業被害が軽減され、農業者の生産意欲の向上が図られる</p>	市	
<p>鳥獣対策事業（有害鳥獣捕獲事業）</p> <p>[事業内容] 野生鳥獣による農作物被害を軽減させるため、捕獲隊による鳥獣捕獲対策を実施する</p> <p>[必要性] 増加傾向にある鳥獣を捕獲して、農作物被害を軽減させるために必要</p> <p>[事業効果] 農作物被害を軽減させて、農家の生産意欲の向上が図られる</p>	市	
<p>森林・林業振興事業（林業担い手育成基金事業）</p> <p>[事業内容] 森林組合が雇用する林業従事者に係る社会保険等の掛金の一部助成</p> <p>[必要性] 林業従事者の社会保険等の助成により林業担い手の育成と確保を図る</p> <p>[事業効果]</p>	森林組合	

		林業従事者の育成と確保が図られる		
商工業・6 次産業化		<p>店舗新築・改築補助事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>商工業者が店舗の新築・改築に要する経費の一部を助成する補助金</p> <p>[必要性]</p> <p>商工業者の新規事業・事業継続の負担軽減を行うことで、地域商工業の発展を目的とする</p> <p>[事業効果]</p> <p>雇用の創出、後継者の育成及び地域経済の活性化が図られる</p>	市	
		<p>商工業新規就業者支援対策事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>認定を受けた商工業新規就業者に対する支援を行うための補助金</p> <p>[必要性]</p> <p>事業者が開業・事業継承のために必要とする経費の負担軽減を行うことにより、地域商工業の発展に寄与するため</p> <p>[事業効果]</p> <p>新規就業者及び後継者の育成並びに地域経済の活性化が図られる</p>	市	
観光		<p>大隅広域観光開発推進会議、日南・大隅地区観光連絡協議会、霧島ジオパーク推進連絡協議会</p> <p>[事業内容]</p> <p>大隅広域、日南・大隅地区及び環霧島地域の観光開発推進と観光事業の発展</p> <p>[必要性]</p> <p>広域的な観光開発等を行うため、近隣地域との連携が必要</p> <p>[事業効果]</p> <p>近隣地域と連携を図りながら取り組むことにより、広域的な観光開発及び観光事業普及を行える</p>	各協議会	
		<p>観光協会補助事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>観光協会に補助金を交付し、観光事業の振興と物産の販売促進を図らせ、地域産業の発展と社会福祉の向上に寄与する</p> <p>[必要性]</p> <p>観光協会による専門的な知識や技術をもつ職員の育成を行うため必要</p> <p>[事業効果]</p> <p>観光協会が特色ある観光及び特産品の発信源となることにより、市のPRへ繋がる</p>	曾於市観光協会	
企業誘致		<p>企業誘致推進事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>支援員の配置、ターゲット企業の拡大、Uターンの若年層雇用の確保</p> <p>[必要性]</p> <p>大都市圏に支援員を配置することで、企業へ訪問活動を行いながら、曾於市への新規事業所等の立地を推進するために必要</p> <p>[事業効果]</p> <p>市内への企業誘致と誘致企業の振興が図られる</p>	市	

	<p>企業立地促進助成事業（雇用助成）</p> <p>[事業内容] 新規地元雇用者1人当たり10万円とし、1工場当たり年1,000万円を限度として工場設置後3年間補助金を交付</p> <p>[必要性] 新設・増設する誘致企業の初期投資を軽減し、地元雇用者の確保と拡大を図るために必要</p> <p>[事業効果] 地元雇用の確保と拡大、若年層の定住化が図られる</p>	市	
	<p>企業立地促進助成事業（立地助成）</p> <p>[事業内容] 4,000万円を上限とし、新設・増設に投資した額及び用地の取得価格の10%を助成</p> <p>[必要性] 新設・増設する誘致企業の初期投資の軽減と早期本格安定稼働のために助成が必要</p> <p>[事業効果] 雇用の確保と拡大が図られる</p>	市	
	<p>雇用創出関連施設等整備補助金</p> <p>[事業内容] 市内に工場等関連施設を新設、増設又は移設する者に対して補助金を交付</p> <p>[必要性] 雇用機会の拡大及び産業の振興を図るため必要</p> <p>[事業効果] 雇用機会の創出・拡大が図られる</p>	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等の整合

曾於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

本市では、行政連絡の充実や防災情報の伝達手段として平成27年度に放送施設の整備、平成28年度からコミュニティFM放送を開始するとともに、市民全世帯に自動起動機能付きラジオを個別配布することにより、行政放送や防災情報の伝達手段としての機能を発揮しています。加えて、企業など地域情報や娯楽番組など多種多様な放送により、曾於市の認知度を高め、地域の活性化を図っています。今後は、台風等災害時の難聴地域解消と聴者数の増加が課題となっています。

インターネット環境については、令和2年度に市内全域に光ファイバー網の整備を完了しました。これにより、地域におけるインターネット接続環境は大きく向上し、全ての地域で高速かつ安定した通信環境が利用可能となっています。

しかしながら、光回線が整備された一方で、高齢者やICTに不慣れな方々を中心に、情報通信機器の操作やインターネット活用に課題を抱える住民もおり、デジタル技術を活用する能力や機会の地域間・世代間格差（デジタルデバインド）の解消が重要な課題となっています。また、行政や地域における情報の活用が十分に進んでいない現状もあり、住民サービスの向上や防災・減災対策、教育・福祉など様々な分野でのデジタル活用の促進が求められています。

(2) その対策

市民から親しまれるコミュニティFM放送にするため、放送内容や放送体制の充実と防災放送としての機能を高めます。

地域情報化については、市内全域に整備された光ファイバー網を基盤として、地域における情報化の推進を図ります。まず、デジタル技術の活用による不安や困難を抱える高齢者などへの支援を強化し、窓口での個別相談対応の充実や広報紙等による情報提供・周知の工夫を通じて、住民のITリテラシー向上とデジタルデバインドの解消を目指します。

行政においては、オンライン申請や電子相談、情報発信などの行政サービスを拡充し、住民との円滑なコミュニケーションを図ります。また、学校や公共施設においてもICT機器やインターネット環境を積極的に活用し、教育や地域活動の充実を支援します。

さらに、観光・イベント情報、生涯学習講座、パブリックコメントの案内など、地域に密着した情報をインターネット上で提供する仕組みを強化するとともに、防災情報の迅速な発信など、日常生活と安心・安全を支えるデジタルサービスの構築を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域にお ける情報化	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 情報化	情報発信事業 [事業内容] 市報「そお」の発行、ホームページ管理、コミュニティFM運営費の負担金 [必 要 性] 曾於市内外に施策・制度・案内等を広報し、情報発信を行うために必要 [事業効果] 市民等への市政情報の幅広い周知が図られる	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

道路は日常生活や経済活動など社会生活の基盤であるとともに、さまざまな空間機能を有する公共施設です。

本市の道路網は、南北に国道269号が走り、中央部を東西に国道10号が横断しています。また、東部の宮崎県との県境の一部には国道222号が延びており、特に市西部に位置する東九州自動車道の加治木JCTから鹿屋串良JCT間の末吉財部IC及び曾於弥五郎ICは、本市の活性化に大きな役割を果たすものとなっています。

県道は23路線が市内を網の目状に延びています。また、通称「そお街道」が市のほぼ中心を南北に走っています。これらに市道が連結し市内の各地域に通じています。

こうした道路網も計画的に整備してきましたが、輸送量の増加や車両の大型化に伴い、舗装の損傷が進んでいます。

市道においては未改良の路線も未だ多く、今後も計画的な整備が必要となっています。また、高齢化社会の中での交通安全対策や安心・安全な道路整備と環境整備も重要な課題となっています。

ア 高規格道路

高規格道路においては、平成14年3月に東九州自動車道の国分IC～末吉財部IC間が開通し、平成22年3月に末吉財部IC～曾於弥五郎IC間、平成26年12月に曾於弥五郎IC～鹿屋串良JCT間が開通しました。また、令和3年7月17日には、鹿屋串良JCT～志布志IC間が開通しました。

高規格道路（高規格幹線道路を除く）においては、市の東部を縦断する都城志布志道路（総延長約44km）が平成6年12月に計画路線に指定され、国及び鹿児島県、宮崎県において事業が進められました。令和2年度には、有明東IC～志布志IC間（約3.6km）、県境区間である金御岳IC～末吉IC間（約5.8km）が供用開始、令和3年度には、乙房IC～横市IC間（約3.0km）が供用開始され、そして令和6年度に都城IC～乙房IC間（約5.7km）と志布志IC～志布志港間（約3.2km）が供用開始となり、全線開通となりました。

これにより、農林畜産業の活性化、企業誘致や新たな雇用創出、救急医療体制の確立、災害発生時のネットワーク機能の確保等多く分野で大きな役割を果たすことが期待されます。

また、かごしま新広域道路交通計画において位置付けられている東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ曾於志布志道路等の新たな広域道路ネットワークの充実・強化を図るため、今後事業推進に向けて官民一体となって取り組み、豊かで快適な暮らしの実現と活力ある地域づくりを図ることが求められています。

イ 国道

宮崎県と鹿児島県を結ぶ国道10号が、本市の中央部を横断しており、宮崎県から大隅半島の南端までを結ぶ国道269号が本市の中心部を縦断しています。また、宮崎県都城市と日南市を結ぶ国道222号が本市東部の宮崎県との県境の一部を走っています。

国道における整備は進んでいますが、交通安全施設（歩道）の未設置区間があり、その整備促進が必要となっています。

ウ 県道

県道は主要地方道が、都城隼人線・志布志福山線・南之郷志布志線・垂水南之郷線の4路線

と一般県道の19路線が市内を網の目状に走っています。

県道においては、改良率の低い路線や交通安全施設の未整備区間もあり、これらの早期改良整備が必要となっています。このため、県道と市道の計画的な整備を促進し、地域の活性化や地域づくりとの一体的整備を図ることが求められています。

エ 市道

市道は、住民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接し、日常生活に欠かすことのできない生活道路として広く利用されており、市内全域には1,045路線、総延長が958,671mとなっており、集落間を縦横に結んでいます。

主要路線の1級市道の129,427mは改良率85.5%（令和6年4月1日現在）、2級市道の130,811mは改良率71.1%（同）、その他の市道698,388mは改良率65.5%（同）であり、主要な路線については整備が進んでいますが、自動車は日常生活に欠かせなく、輸送車両は大型化し、救急や防災などの緊急時の対応など、今後ますます生活環境が変化することが予想され、十分適応できるよう、さらなる市道の計画的改良と均衡ある整備が必要となっています。

表5-1 市道の状況（令和6年4月1日現在）

等級	路線数	総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
		m	m	%	m	%
1級	35	129,472	110,676	85.5	129,472	100.0
2級	55	130,811	92,966	71.1	130,811	100.0
その他	955	698,388	457,726	65.5	663,683	95.0
合計	1,045	958,671	661,368	69.0	923,966	96.4

オ 農林道

本市の主要産業である農林業の生産基盤として、また、農村集落の日常生活を支える基盤として農林道の役割は大きく、重要な道路です。さらに、市道の補完的役割を果たしています。

農林道の整備については、基盤整備などと一体的に整備し、一定の受益者負担の合意を得ながら整備の促進と持続的な維持管理を図る必要があります。

カ 交通機関

(7) バス

本市のバスは、鹿児島交通㈱・本村交通㈱・宮崎交通㈱・(有)高崎観光バスの4社が運行しており、この路線は、市内をはじめ鹿屋市・霧島市・志布志市・宮崎県都城市へ通勤・通学・通院などの交通手段として利用されています。

また、本市では、民間バス業者が運行していない路線区間において、曾於市で思いやりタクシーや思いやりバス・通学バスを独自に運行しています。特に曾於市内の5社の事業者が運行する思いやりタクシーは、本市の自治会をほぼ全て網羅しており地域住民の貴重な交通手段となっています。

しかし、過疎化や自家用車の普及により、これらの利用者は少なく、年々増加傾向にある運行補助が課題となっています。曾於市思いやりタクシー等の運行計画の見直しや、運行事業者や市民と利用増に関する話し合いを行う必要があります。また、現行バス路線の維持方策など、公共交通機能の充実も図る必要があります。

(4) JR線

本市のJR線は、市の北部を日豊本線が横断し、財部駅・北俣駅・大隅大川原駅と3つの

無人駅を有しています。

J R線沿線都市への通勤・通学・買い物などに利用されていますが、運行本数の減少や自家用車の普及により利用者は減少しており、市とJ R九州でその対策を図る必要があります。

3駅のうち財部駅、大隅大川原駅については、J R九州との連携により改修工事が終了しているため、今後は本市における鉄道の玄関口にふさわしい施設としての周辺設備を整備していく必要があります。

(2) その対策

道路交通体系については、社会生活や経済活動を発展させる基盤として重要な役割を果たしています。車社会の急速な進展と経済活動、余暇活動の広域化に対応するため、各関係機関がそれぞれの役割に応じ、その機能を合理的に分担しながら、総合交通体系の確立を図ります。

高度情報化が急速に現実化する中で、パソコン・スマートフォン・タブレットといった従来型のICT端末のみでなく、様々な「モノ」がセンサーと無線を介してインターネットの一部を構成する意味では、現在進みつつあるユビキタスネットワークの構築は「モノのインターネット」(I o T)というキーワードで表現されます。ニーズの観点からは、本市の場合、自然災害対策、インフラの老朽化に伴う安全・安心の確保、生産性の向上といった社会的課題に対してICT(とりわけI o Tのコンセプト)による解決が期待されます。

※ユビキタス・・・ユビキタスとは「どこにでもある」という意味で、どこからでもコンピュータを利用できる環境をいう。

ア 高規格道路

高規格幹線道路については、東九州自動車道の末吉財部IC～志布志IC間が令和3年度に全線供用開始されました。

また、かごしま新広域道路交通計画において位置付けられている東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ曾於志布志道路等の新たな広域道路ネットワークの充実・強化を図るため、早期実現を目指し、地域が一丸となって積極的に取り組みます。

イ 国道

主要な国道である10号・269号・222号とも改良率・舗装率ともに100%ですが、交通安全施設(歩道や交差点)整備などについては、今後、関係機関との連携により早期整備を促進します。

ウ 県道

県道については、改良率100%路線は10路線で、13路線は一部未改良や今後改良の必要な路線があるため、各関係機関との密接な連携のもとに早期改良促進を図ります。

特に改良率の低い路線については、その対策を関係機関に要請します。

エ 市道

地域住民に密着した市道は、安全な地域交通網としての体系を確保するため、その改良・舗装・安全施設などについて、財政状況や他の事業との関連性を考慮しながら、計画的・効率的・効果的な整備を促進し、地域の活性化と日常生活の利便性の向上を図ります。

また、市道・橋梁の安全対策を進めるとともに、維持管理・保全及び環境整備を図ります。

オ 農林道

農道・林道は、地域農林業の基盤となる路線であるため、国や県の制度を効果的に活用しながら、計画的に整備します。

また、農道舗装については、補助事業を活用し計画的な整備を行います。

カ 交通機関

(7) バス

バスの利用客は減少傾向にありますが、既存民間バス路線においては、利用者の利便性・安全性の向上を図るため、平成17年4月よりバスICカード（共通IC乗車カードシステム）を導入しています。今後も関係機関と連携してバス利用の促進と活性化を図ります。

曾於市思いやりタクシー・思いやりバスについては、運行回数・時間帯・方法等を検討し、市民生活の利便性・移動手段の確保を図ります。

また、財部駅を基点・活用した運行体系の利便性を高め、JR日豊線からの交通アクセスの整備を図ります。

その他にも諸施策を検討し、地域住民の公共交通確保・交通の利便性を考慮し、関係機関と連携しながらバス路線の存続確保に努めます。

※共通IC乗車カードシステム・・・銀行カードとほぼ同じ大きさで、中に大容量のデータが蓄積できる中央処理装置（CPU）を備える。読み取り機は乗車口と降車口の2か所に設け、乗客は乗り降りの際、それぞれカードをかざせば、運賃が自動的に引き落とされる。

(4) JR線

JR線も利用者の減少により、厳しい現状にありますが、JR九州をはじめとする関係機関と協議を進め、財部駅・大隅大川原駅周辺の整備、列車本数の増便や路線バスとの有機的連携を図り、利用者の利便性の確保・拡充に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	住民生活道路整備事業(市単独) 改良舗装45路線 L=2,682m	市	
		過疎対策事業 紺垣線改良舗装 延長 556m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 七村4号線改良舗装 延長 120m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 石ヶ牟礼・里脇線改良舗装 延長 650m 幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業 川内・橋野線改良舗装 延長 100m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 川路山・中須田木線改良舗装 延長 400m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 蔵之町・五位塚線改良舗装 延長 328m 幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業 蔵之町・後迫線舗装 延長 330m 幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業 大良線改良舗装 延長 366m 幅員5.0m	市	
		過疎対策事業 谷川内線改良舗装 延長200m 幅員5.0m 測量・用地	市	
		過疎対策事業 炭床・高松線改良舗装 延長 190m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 中高松・西福留線改良舗装 延長 500m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 土成・柳井谷線改良舗装 延長520m 幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業 湯田・榎木段線改良舗装 延長100m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 二重掘・北線改良舗装 延長 500m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 片蓋・柿木線改良舗装 延長 150m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 杵比野・八ヶ代線改良舗装 延長 700m 幅員 5.0m	市	
過疎対策事業 麓・橋野線改良 延長 400m 幅員 5.0m	市			
過疎対策事業 柗井・岩南線改良舗装 延長 290m 幅員 6.0m	市			

		社会資本整備総合交付金事業 河原・飛佐線改良舗装 延長 570m 幅員 7.0m	市	
		社会資本整備総合交付金事業 正部・十文字線改良舗装 延長 3,916m 幅員 7.0m	市	
		公共施設等適正管理推進事業債 市道舗装等修繕工事 延長 2,390m 幅員 5.5~7.0m	市	
		社会資本整備総合交付金事業 持留線 延長 30m 幅員 7.0m	市	
		過疎対策事業 切通・七村線改良舗装 延長 120m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 緩毛原・七村線改良舗装延長 200m 幅員 7.0m	市	
		過疎対策事業 馬場・河原線改良舗装延長 800m 幅員 7.0m	市	
		過疎対策事業 橋野・住吉線改良舗装 延長 200m 幅員 5.5m	市	
		過疎対策事業 西高松・小鍋線改良舗装工事 延長 160m 幅員 4.0m	市	
		過疎対策事業 笠木・馬渡線改良舗装工事 延長 200m 幅員 7.0m	市	
	橋りょう	過疎対策事業 橋梁架け替え上鶴橋 延長 30m 幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業 橋梁架け替え大手橋 (湯之尻・福留線) 延長 50m 幅員 10m 橋梁 19m	市	
	その他	橋梁長寿命化修繕事業 橋梁修繕・点検 (橋梁数209橋・トンネル1か所)	市	
		排水路整備事業 側溝・蓋版設置 L=6,103m 58路線	市	
		交通安全施設整備事業 (区画線、防護柵、街灯、標識の設置)	市	
	(2) 農道	農村整備 (強靱化型) 更新整備・保全対策事業負担金 (末 吉地区)	県	
		電源立地地域対策交付金事業 (八合原地区)	市	
	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	交通対策事業 (思いやりタクシー・バス運行補助事業) [事業内容] 思いやりタクシー30路線、思いやりバス1路線に対する 運行補助 [必 要 性] 交通手段が無い地域において、高齢者等の交通弱者の交 通手段の確保に必要 [事業効果] 農村部と都市部の交流促進と福祉の向上が図られる	市	
		交通対策事業 (廃止代替・地域間幹線系統バス運行補助事 業) [事業内容]	市	

	<p>民間廃止バス路線の廃止代替バス13系統、地域間幹線系統バス3系統の運行補助</p> <p>[必要性]</p> <p>民間では採算がとれず廃線となる市内の生活交通路線の運行を継続するために必要</p> <p>[事業効果]</p> <p>地域住民の福祉の向上が図られる</p>		
(10) その他	<p>道路維持事業（道路伐採委託、自治会道路清掃、維持補修委託、側溝・舗装修繕、道路台帳整備）</p>	市	

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道施設

本市の水道施設は、29,728人（令和6年度末決算見込み）に給水されています。水道普及率は約77.9%です。その他に自治会水道と一部地区では都城市及び志布志市より給水されています。

上水道施設は、給水開始以来40年以上を経過しており、施設も老朽化しているため改修計画を立てる必要があります。また、水の需要増大等により新たな供給施設の整備を図り、公営企業としての経営の充実にも努める必要があります。

表6-1 上水道の普及状況（令和6年度末決算見込み）

区分	地区数	給水人口	普及率
上水道	1	29,728人	77.9%

イ 下水処理施設

(7) 公共下水道

本市は本庁管内の市街地において、浸水解除を目的とした雨水整備を先行してきました。

しかし、近年、町内水路等の水質汚染が進んだため、生活環境の改善と公共用水域の水質改善を図るために、平成9年度に下水道事業認可を受け、平成15年度までに第1期事業(49ha)を完了し供用開始しました。また、平成16年度から平成27年度を計画期間として第2期事業(151ha)を実施してきました。

今後は、未接続者への早期接続の推進及び施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。

表6-2 全体及び認可計画

当初計画処理面積	370ha
計画処理人口	7,800人
計画汚水量	4,170m ³ /日
排除方式	分流式
処理方法	嫌気好気ろ床法
当初認可面積	49ha
変更（追加）認可面積	151ha
認可合計面積	200ha

(4) 浄化槽

川や海の水の汚染は、事業所排水や畜産排水ばかりでなく、家庭からの生活排水が最も大きな原因となっているため、公共下水道処理計画区域外の地域では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することと併せて、水質保全を目的として浄化槽設置整備推進事業に取り組んでいます。

今後は、公共下水道と同様に地理条件等に基づいて、処理手法等を検討しながら計画的に整備を進めていく必要があります。

ウ 廃棄物処理

(7) ごみ処理施設

本市のごみは、現在大きくは「可燃ごみ」・「不燃ごみ」・「資源ごみ」・「有害ごみ」に分別されており、細かくは約16品目に分けられます。これらのごみは各地区の「ごみステーション」に集められ、委託した業者が市内全域を収集・運搬しています。

処理方法としては、焼却と埋立てを併用し、ごみ処理施設（曾於市クリーンセンター）で可燃ごみは焼却し、焼却灰及び不燃ごみ・粗大ゴミは破砕処理し、市内の大隅一般廃棄物最終処分場で埋立て処理しています。資源ごみは再資源化・再利用するため処理業者（そおりサイクルセンター）に委託しています。

容器包装リサイクル法の施行に伴いごみの分別を徹底し、なお一層のごみの減量とリサイクルを推進する必要があります。

また、平成29年度から令和元年度までの3か年でクリーンセンターごみ焼却施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事が令和2年3月に竣工し、現在は、焼却炉2基で稼働しており、今後も施設の安全確保と適正な維持管理に努めていく必要があります。設備等の老朽化や消耗の激しい設備については、施設の継続的な安定稼働のため、計画的な補修・修繕が必要です。

一般廃棄物最終処分場については、現在、大隅一般廃棄物最終処分場において埋め立て処理がなされていますが、本処分場については、平成元年から埋め立てを開始し、37年が経過していることから、新たな埋め立て容量の確保が必要です。

(4) し尿処理施設

し尿処理施設は曾於北部衛生処理組合（曾於市・志布志市松山町・鹿屋市輝北町）において平成7年度から平成9年度事業により新たに施設（処理量81kℓ/日）を建設し、平成10年4月よりし尿及び浄化槽汚泥の共同処理は順調に運営され、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

エ 消防防災施設

(7) 消防施設

消防団員定員は605人、3方面隊26分団で編成され、タンク車4台、ポンプ車12台、積載車36台、指揮車3台の消防車両を配備しています。

水利施設は、市街地を中心に消火栓558基、防火水槽1,204基を整備していますが、住宅化が進む市街地等においては不足している地域もあり、その対策が課題となっています。

また、老朽化している消防車両、水利施設等についても、計画的な更新が必要となっています。

大隅曾於地区消防組合は曾於地区消防・救急の要であり、大隅支所管内に本市、志布志市の一部及び大崎町の一部を管轄する曾於消防署が設置されており、本庁管内には同署の末吉救急分駐所、財部支所管内には財部分署が設置されています。

(4) 防災施設

災害時の避難所は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に緊急避難場所を兼ねる避難所も含め、市内には避難所が82か所あり、屋内避難所が57か所、屋外避難所は25か所を指定しています。

屋内避難所については、NTT西日本と災害時における「特設公衆電話の設置・利用に関する協定」に基づき、大規模災害時等の避難所開設時に、避難された方々の通信手段の確保のため、特設公衆電話回線を設置しています。

大規模災害時を見据えた防災用品の備蓄や拠点避難地の整備が課題となっています。

オ 公営住宅及び住宅環境

(7) 公営住宅等の整備

本市の人口・世帯数は、減少しつつあります。しかし、核家族化の傾向は顕著で、都城市・霧島市・鹿屋市等への通勤圏の拡大により、住宅需要は増加傾向にあり、住宅の取得が困難な住民に対して、住宅行政の果たす役割は依然として大きい状況にあります。

これまで、住宅建設助成・宅地分譲事業等を実施し、若者やUターン者による地域全体の活性化を図るため積極的に取り組んできました。

公営住宅等の現状は、市営住宅878戸、市有住宅91戸、地域振興住宅146戸と県営住宅69戸の計1,184戸であり、現在の入居率は7割を超えています。この中でも近年建設された住宅は、質や規模の面についても改善されていますが、昭和20年代から昭和40年代頃に建設された住宅は狭く、老朽化が進んでいることから建替事業に取り組んでいます。

表6-3 公営の住宅の状況 (単位：戸) (令和7年4月30日現在)

	市営住宅	市有住宅	地域振興住宅	県営住宅	合計
曾於市末吉町	313	40	72	0	425
曾於市大隅町	321	29	44	39	433
曾於市財部町	244	22	30	30	326
計	930	91	146	69	1,184

(4) 民間住宅の整備強化

がけ地近接等危険住宅移転事業は昭和46年8月31日以前に建築された住宅、住宅耐震改修等促進事業は昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅がそれぞれ補助対象です。

また、危険廃屋解体撤去補助事業は、使用されていない建物を解体撤去するものが補助対象です。いずれも市民の生命・財産を守る目的で、安心安全な住環境づくりに取り組んでいます。

カ 公園及び土地区画整理

本市の都市計画公園は、末吉栄楽公園・大隅総合運動公園・財部城山総合運動公園をはじめ、街区・近隣・地区・総合などの各種公園等が21か所あり、住民の憩い・レクリエーション、コミュニティ活動の場として利用されています。今後も、良好な景観の創出、環境の向上、個性的で魅力ある地域の形成等多様な役割を果たし、安全で豊かな市民生活を実現するため、既存ストックの有効活用など効果的な公園施設の維持管理・整備を図る必要があります。

都市計画区域の区画整理・都市計画道路等の都市基盤施設の総合的かつ一体的な整備を推進し、都市の骨格として円滑な都市活動と安全・快適な生活を支えるとともに、賑わいと活力の創出より、豊かさと幸せを実感できる持続可能なまちづくりの実現を目指す必要があります。

キ 治山・治水・砂防

本市の地質は大部分がシラス等の火山灰土壌であり、集中豪雨による崖崩れ、土石流、地すべり等の災害が多く、危険性の高い地形であることから、災害を防止するため、市地域防災計画を基本とする防災行政の整備・推進を図り、がけ地近接の危険住宅移転及び急傾斜地の崩壊対策、土石流対策に積極的に取り組む必要があります。また治水対策においては自然環境の保全に配慮する必要があります。

ク 火葬場施設等

平成元年9月から稼動している火葬場（曾於市斎苑）は、現在、曾於市と志布志市松山町で利用しており、火葬施設・待合施設・斎場施設を改修し順調に運営されています。

(2) その対策

ア 水道施設

上水道については施設の老朽化に伴い、年次的に改修すると共に、給水区域の供給施設充実を図り、安定した供給の確保に努めます。

また、水需要や更新需要を適切に見極め時代に沿った施設整備を計画的に実施します。

イ 下水処理施設

(7) 公共下水道

下水道については整備区域内の加入促進に努めながら、計画区域を計画的に整備し、公共下水道事業の健全な事業運営を図ります。

(4) 浄化槽

下水道区域外では合併浄化槽設置整備事業を積極的に推進し、生活排水の直接流入を減らすなどの河川汚濁防止に努め、快適な住環境を整備します。

ウ 廃棄物処理

(7) ごみ処理施設

ごみの効率的かつ安定的な処理のため、曾於市クリーンセンターの適正な維持管理に努めるとともに、リサイクルの推進により処理量を減らし、運営コストの軽減を図ると同時に、施設の長寿命化に向けた計画的な修繕計画のもと、既存のごみ焼却施設の整備等を行います。

一般廃棄物最終処分場の埋め立て容量確保については、処分場の効果的な管理により延命化を図りながら、適正な時期による整備を行います。

(4) し尿処理施設

本市の大隅支所管内にある曾於北部衛生処理組合（曾於市・志布志市松山町・鹿屋市輝北町）のし尿処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を計画的に行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

なお、施設の運営にあたっては、3市の健全な協力体制のもと、関係住民の住みよい環境づくりの為、長期的で効率の良い施設の運営に努めます。

エ 消防防災施設

(7) 防災防火意識の高揚と消防施設の計画的な整備・更新

市民の自主的な防災意識と防火意識の高揚に努めるとともに、災害時における要配慮者への被害を最小限にするため、自主防災組織の育成と地域消防の基礎組織である消防団の消防車両等の計画的な整備・更新を図るとともに、計画的かつ効率的な消防水利施設の整備を進めます。

(4) 避難所の整備と災害備蓄品の整備

災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に市民が自主的に避難できる場所を確保するため、曾

於市届出避難所登録要綱に基づく自治公民館、集会所等の届出避難所登録を推進します。また、令和2年度に災害拠点施設として新たに整備した備蓄倉庫の活用と災害備蓄品の計画的な整備・更新を図ります。

オ 公営住宅及び住宅環境

居住環境の快適性を確保するため、老朽化した既存住宅に代わる公営住宅の整備を木材需要の喚起も考慮しながら進めます。

また、今後の住まいづくりを進めるために、長寿命化計画を基本として、高齢化社会やライフスタイルへの対応など高齢者に対応する住宅やリフォーム・バリアフリー化等の住まいの質を高めることはもちろん、建築物耐震改修促進計画に基づき木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を促進し、地震に対する安全性の向上に取り組んでいきます。

また、危険廃屋解体撤去補助事業により市民の安心安全な生活を守り、景観保全と住環境保全を図り、個性ある町並みづくり等、住まいの周辺整備やまちづくりといった地域的な広がりをもった良好な住環境整備を進めます。

そして、UIJターン者の自立に向けた住宅の確保、整備を図るほか、良質・低廉な宅地の整備、若者や単身者のための住宅の整備など、定住を促進するための住宅環境の整備を進めます。

カ 公園及び土地区画整理

身近な憩いの場として、散策や軽スポーツが楽しめる広場を作り、子供や子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、地域の意向や実体に応じた公園・緑地の整備を図るとともに、公園施設の老朽化等維持管理における様々な課題に対応するため、「公園施設長寿命化事業」に取り組み、施設の効果的・効率的な維持管理・整備を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、身近な緑や公園が果たす役割が再認識されたところであり、地域住民が新しい生活様式にできるような公園整備に努めます。

土地区画整理区域内の分譲地販売を促進し、安全、安心、快適な暮らしのできる地域づくりに努めます。

キ 治山・治水・砂防

災害を未然に防止するため、市地域防災計画を基本とする防災行政の整備・推進を図り、がけ地近接の危険住宅移転及び急傾斜地の崩壊対策、土石流対策に積極的に取り組み、治水対策においては自然環境の保全に配慮した多自然川づくりに努めます。

ク 火葬場施設等

曾於市斎苑においての施設設備の更新を図り、利用者の利便性を高めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業（市町村設置型）	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	曾於市クリーンセンター管理費	市	
		曾於北部衛生処理組合負担金	曾於北部 衛生処理 組合	
	(4) 火葬場	斎苑施設整備事業	市	
	(5) 消防施設	常備消防費	消防組合	
		消防設備整備事業	市	
		防火水槽設置整備事業	市	
		消防車両購入事業（単独）	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅等維持管理事業（住宅解体）	市	
		公営住宅等維持管理事業（川内団地 他）	市	
		公営住宅ストック総合改善事業	市	
		公営住宅整備事業 （（仮称）末吉地区市営住宅集約建替事業）	市	
		地域振興住宅建設事業（市単独）	市	
	(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業 環境	ごみ減量対策費（塵芥収集及び運搬処理事業） [事業内容] 市内各地区の可燃ごみ等の収集運搬を行う [必要性] 市民のごみの分別意識改革と実践のため [事業効果] ごみの減量化とごみ処理施設の延命化を図る	市	
		危険施設 撤去	危険廃屋解体撤去補助事業 [事業内容] 現在使用されていない建築物の解体撤去及び処分に対する補助 [必要性] 市民の安心安全と環境及び良好な景観づくりを推進するために必要 [事業効果]	市

防災・防犯	景観及び住環境の向上並びに市民の安心安全の確保が図られる		
	住宅耐震改修等促進事業 [事業内容] 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事に対する補助 [必 要 性] 曾於市建築物耐震改修促進計画に基づき、いつ発生するかわからない大規模な地震に対し、木造住宅の耐震化を促進して、市民の生命や財産を守るために必要 [事業効果] 木造住宅の地震に対する安全性の向上が図られる	市	
(8) その他	県営治山事業 自然災害による崩壊林地復旧	県	
	急傾斜地崩壊対策事業負担金（渡辺団地地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業負担金（片平地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業負担金（水ノ手地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業負担金（上柿木地区）	県	
	総合流域防災事業負担金（飯塚地区）	県	
	都市公園整備事業	市	
	がけ地近接等危険住宅移転事業	市	
	狭あい道路整備等促進事業	市	
	空き家再生等推進事業	市	
	宅地関連等災害復旧事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

曾於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て世帯が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあります。さらに、就学期以降も、不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができない中で、児童虐待が深刻化するケースもあります。

また、経済的な不安や子育てに関する悩みが親の精神的な負担となり、出産をためらうケースもあります。これらのことから、民間資源・地域資源と一体となった支援体制を構築し、社会全体で子育て世帯を継続的に支援することが必要です。

一方、わが国では、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達し、高齢者人口がピークを迎えることが予想される中、認知症高齢者の急速な増加を背景として、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護が重要となるとともに、介護サービス需要の多様化に加え、生産年齢人口の急減による、介護人材の不足に伴う制度の持続可能性の確保が喫緊の課題となっています。

福祉施策については、行政及び社会福祉協議会を中心とした関係機関や団体などの協力を得て、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などを一体的に推進していますが、今後、さらに住み慣れた地域や家庭で、個々の能力や体力に応じて自立した生活が営まれるよう諸施策を検討する必要があります。

ア 母子保健・児童福祉

令和6年度に行った子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査における、保護者の就労状況や、平日に利用している（利用したい）教育・保育事業の調査結果からも、保護者の共働きによる保育園・こども園等のニーズが高いことが分かりました。また、小学校就学後の放課後の過ごし方では、「放課後児童クラブ」が小学校低学年（1～3年生）では最も多く、また小学校高学年（4～6年生）でも「自宅」に次いで多い結果となりました。

子育て中の保護者が充実してほしい子育て支援サービスとしては、「医療の確保」が最も多く、次いで「経済的支援」、「放課後の充実」、「保育の充実」が続く結果となりました。

これらのニーズに対応し、全ての子どもに必要なサービスを提供するためには、保育士等の子育て人材の確保はもとより、保育施設や放課後児童クラブの量と質のさらなる充実が望まれる一方、事業を実施する施設等においては、少子化による児童数の減少が運営にも大きく影響しており、これらの事業者への支援も喫緊の課題となっています。

これらの結果を踏まえ、令和7年度から令和12年度までの5年間で計画期間とした、第3期曾於市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

表7-1 保育所等児童数の推移

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
児童数	972人	903人	830人	750人	690人

イ 高齢者福祉

本市の高齢者の現状は下記のような状況であり、今後も高齢化率は増加傾向を示しています。令和2年国勢調査によると、総人口33,310人の内65歳以上の高齢者は、13,814人で41.4%を占めています。人口推計によると令和17年には、高齢者は11,656人になり、総人口の減少も伴い高齢化率は、47.7%になると推計されます。

介護保険制度における要介護・要支援の認定者数は、令和2年度が2,899人であり、令和7年度が2,767人となり、132人減少しています。また、要支援と要介護1を合わせた軽度認定者の比率が令和7年度で全体の43.1%を占めております。

今後も高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいがづくり、互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方に立った地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を、深化・推進していくことが重要となります。

表7-2 曾於市の推計人口

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
総人口	36,557人	33,310人	29,910人	27,124人	24,589人
65歳以上人口	13,709人	13,814人	13,680人	12,774人	11,656人
高齢化率	37.5%	41.4%	45.7%	47.1%	47.7%

(資料：国勢調査、令和2年以降は推計値)

ウ 母子・父子福祉

ひとり親家庭は、就労などによる社会的・経済的な自立が困難な場合が多く、児童を心身ともに健康に育てる環境とその親の健康で文化的な生活が保障されるような体制整備の拡充が必要です。そのため、関連諸制度の周知や各種相談業務の充実、自立支援対策などの推進が必要となってきました。

エ 障害者福祉

本市では、第3期曾於市障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画をもとに、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」の実現を理念にかかげ、障がい者自らの機能を最大限に発揮し自己実現できるよう支援を推進しています。障がい者（障がい児を含む。）を取り巻く環境は、国の制度改正等により大きく変化しており、障がい者自身や介護者の高齢化、障がいを理由とする差別や偏見など、様々な課題を抱えています。

こうした中、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため障がい者の自立と社会参加の促進を図り、障がい者を取り巻く様々な課題に対応した効果的な施策の推進をしていく必要があります。

また、障がいを早期に発見し、必要な療育や特別支援教育等を受けられるよう関係機関との連携を図るとともに、障がい者の権利擁護体制の整備を行うなど、各ライフステージで切れ目のない支援の提供が求められています。

オ 低所得者に対する福祉

低所得者や障害者、高齢者に対し、その経済的自立と意欲の助長や促進、在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を図る必要があります。

生活保護は、生活困窮者に対して最低限の生活を保障する制度であり、近年の経済状況を反映し制度適用者は増加していますが、本市福祉事務所を中心に引き続き関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努め、適正な相談指導を行う必要があります。

(2) その対策

子育て世代や高齢者、障害者が安心して快適に生活できる福祉のまちづくりのために、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことの

できる「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざし、支え合い、助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会をつくりあげることを目指します。

また、全ての住民や企業等の理解と協力が必要となることから、啓発活動などを積極的に推進します。

子どもや家庭を取り巻く様々な課題やニーズなどに対応しつつ、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、「こども基本法」や「こども大綱」の視点を交えながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を図ります。

※ユニバーサルデザイン・・・ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ア 母子保健・児童福祉

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターでは母子保健事業と児童福祉事業を一体的に行いワンストップの窓口で対応していきます。

こども家庭センターでは、妊婦支援給付金や児童手当に加えて、市独自の出産祝金の支給、子ども医療費の助成や保育料の軽減等により経済的支援を行うほか、乳児家庭全戸訪問、各期健診・相談等において子どもや家庭の状況を把握し、問題や疾病等の早期発見、早期介入に取り組むこととします。また、必要に応じて、子ども・子育て支援事業の各種サービスにつなげていきます。

子育て支援センターでは、地域子育て支援拠点事業として、親子の交流促進、特に、孤立しがちな未就園児の親子と他の親子との交流を図るほか、親子の就園準備として過ごせる場の提供、育児相談を行います。

子ども・子育て支援事業では、ニーズに応えるため延長保育や一時預かり事業、病児保育事業、子育て短期支援事業、産後ケア事業や、子育て世帯訪問支援事業などに取り組み、必要に応じて、市民、保育園・こども園、学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関等と連携して継続した支援を行います。また、放課後児童健全育成事業では、待機児童を発生させないための対策や体制・環境の整備を講じていきます。

イ 高齢者福祉

いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者自らの健康状態への関心を促し、生きがいを含めた健康づくりの意識啓発を行い、生活習慣病予防、寝たきり予防、認知症予防にむけた取り組みを行います。

また、高齢者が住宅でできる限り自立した生活を送られるように、高齢者やその家族の意識を尊重しながら支援に努め、訪問給食サービス事業等を活用し、食生活の改善及び健康増進と自立生活の維持を図る必要があります。これら介護予防・生活支援事業及び在宅福祉アドバイザー事業などは、可能な限り社会福祉協議会や民間事業者に委託し事業を行うとともに、地域包括支援センター等相談窓口の強化に努めます。

高齢者の社会参加や生きがいづくりのために、高齢者一人ひとりが生きがいをもち、地域の中で支え合いながら共に暮らせるよう、長寿クラブ助成事業による高齢者の引きこもりを防止する支援システムの確立や社会参加と仲間づくりの機会の場の創出を図ります。

民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザー等が地域の身近な相談相手として、訪問・指導・相談等の充実を図ります。

高齢者の多様な需要に対応するサービスの提供と安心して暮らせるまちづくりを進めるため

に、地域住民やボランティアがお互いの役割を分担し合いながら、協働によって地域全体で高齢者を支えあうまちづくりが大切であり、そのため、地域包括支援センターなどを中心に、総合的な保健・医療・福祉サービスの連携体制を整えるとともに、地域住民やボランティアによる地域ケア体制を確立します。

ウ 母子・父子福祉

ひとり親家庭については、親子ともに安心して安定した生活がおくられるよう、各支援策の充実・強化を図るとともに、自立に向けた各家庭からの相談に的確に対応できる支援体制の確立を目指します。

エ 障害者福祉

障がい者の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者本人のニーズや家族の負担軽減につながる障がい福祉サービスの提供体制の充実や障がい者の自立と社会参加の促進、相談体制の充実を図ります。

また、障がい者が様々な社会活動に参加できる環境の整備に努め、それぞれの障がい者に応じた支援を行うための相談支援体制の構築や虐待防止に対する支援体制の充実、さらに障がいの早期発見・療育体制の充実など支援の充実を図ります。

オ 低所得者に対する福祉

生活に困窮する低所得者については、個々のケースに応じた支援を行うとともに、民生委員や生活相談支援センター等との連携を図り、適正かつきめ細やかな対応を図りながら、最後のセーフティーネットとしての役割を達成出来るように努めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環 境の確保並び に高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(1)児童福祉施 設 児童館	放課後児童クラブ施設整備事業 [事業内容] 末吉小学校の改築に伴い、校舎内にあった児童クラブを 移転改築する。 [必 要 性] 児童クラブを継続するために必要 [事業効果] 放課後に実施される児童クラブの場所を確保でき、それ により、児童の安全確保や遊びを通して自主性、社会性を 養い、児童の健全育成が図られる。	市	
	(7)市町村保健 センター及び こども家庭セ ンター	そお生きいき健康センター管理費 [事業内容] そお生きいき健康センターの運営管理 [必 要 性] 市民の健康と福祉の増進及び交流促進のために必要 [事業効果] 市民の健康と福祉の増進及び交流を図るとともに、生き 生きと健やかで共に支え合う福祉のまちづくりができる。	市	
	(8)過疎地域持 続的発展特 別事業 児童福祉	出産祝金支給事業 [事業内容] 曾於市に住所を有する方が第3子以上を出産し、出産後 3か月以上市内に生活の根拠をおいている場合に、第3子 以降の子ども1人につき10万円を支給 [必 要 性] 少子化対策のため必要 [事業効果] 子育てしやすい街づくりの一環となるとともに、少子化 対策にもなる	市	
		子ども医療費給付事業 [事業内容] 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 者に対し、医療費の自己負担分を全額助成 [必 要 性] 子育て世帯の医療費の負担軽減のため必要 [事業効果] 疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康増進が図られ るとともに、子育て世帯の負担軽減にもなる	市	
		地域子育て支援拠点事業 [事業内容] 子育て支援センターの運営（3か所） [必 要 性] 地域の子育て支援情報の収集・提供、子育て家庭に対す る育児不安の相談指導、子育てサークルの育成、地域に出 向いた地域活動支援、子育て親子の交流促進のために必要 [事業効果] 子育てによる不安感の緩和と子どもの健やかな育ちの 促進が図られる	市	

高齢者・障害者福祉	<p>子ども・子育て支援給付費（施設等利用費）</p> <p>[事業内容] 施設等利用給付認定を受けることで、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育、認可外保育施設等の利用料が支給される事業</p> <p>[必要性] 保育所等の利用者との公平性を図る為に必要である</p> <p>[事業効果] 子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることができ少子化対策の一環となることが期待できる</p>	市	
	<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>[事業内容] 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に放課後の安全を確保する為に児童クラブを運営する事業</p> <p>[必要性] 適切な遊びや生活の場を与え、発達段階に応じた主体的な遊びや生活習慣を習得する為に必要である</p> <p>[事業効果] 放課後に保育所等で児童クラブを実施することにより、児童の安全確保や自主性・社会性を養い児童の健全育成を図る</p>	市	
	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>[事業内容] 保護者の就労形態や様々な保育ニーズ、各種支援を地域の特性に応じて行う事業</p> <p>[必要性] 保護者の就労形態の多様化や様々な保育ニーズに対応する為に必要である</p> <p>[事業効果] 延長保育や一時預かり等の事業を実施することにより保護者が安心して子育てと仕事の両立を図る事ができる</p>	市	
	<p>子ども・子育て支援給付費（施設型給付費）</p> <p>[事業内容] 教育・保育認定を受けた子どもが、保育所や認定こども園等を利用した場合の給付費を支給する事業</p> <p>[必要性] 幼児教育・保育の子育て支援を行うにあたり、必要な財源を確保する為に必要である</p> <p>[事業効果] 幼児教育・保育事業者に対し、施設型給付費を支給する事で、子どもの成長段階に応じた支援を安定して行うことができる</p>	市	
	<p>長寿クラブ助成事業</p> <p>[事業内容] 地区長寿クラブ活動への助成</p> <p>[必要性] 友愛活動等を通じ元気で安心して地域で暮らせる環境づくりのための組織形成とその運営維持を図る必要がある</p> <p>[事業効果] 高齢者の引きこもり防止と元気な高齢者の生きがいづくりが図られる</p>	市	
	<p>訪問給食サービス事業（市単独分）</p> <p>[事業内容] 食事の配食を希望する65歳以上の高齢者等に食事の提供と見守りを行う</p> <p>[必要性] 食生活の改善及び健康増進と自立生活の維持を図るた</p>	市	

	め必要である [事業効果] 自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持、安否確認など在宅福祉の推進が図られる		
--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

曾於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

人生100年時代を見据え高齢者ができる限り健やかに過ごすことができる社会づくり、持続可能な社会保障制度を目指し、健康の保持・増進や疾病予防・重症化予防とともに、地域の保健医療体制の整備充実を図ることが必要となります。

本市では、単身高齢者世帯や夫婦世帯の増加とともに、生産年齢人口の減少が顕著であることから社会保障の持続が危惧されます。そのための施策として、健康診査、各種がん検診及び健康教育、健康相談などを実施し、「誰一人取り残さない健康づくり・より実効性をもつ取組み」を行い、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進しています。さらに地域の実情に即した疾病予防や重症化予防の施策を展開するためには、各種団体や地域組織を含め、組織横断的に協働した取り組みが必要となっています。

本市の医療施設の状況は、表8-1のとおりです。医師の高齢化も進みつつあり、また、近年の医師不足により昭和58年に開設した曾於医師会立病院の診療科目も減少しています。しかし、本市においては、隣接している都城市の二次医療施設が整備されていることから、医療に関しては充足している状況です。

市内の医療施設は、殆どが市街地に集中しているため、市街地からの遠隔地は医療過疎の状況にあります。そのため恒吉地区では、恒吉診療所を開設し診療を実施しています。

医師確保対策については、都城圏域医療広域連携連絡協議会及び曾於地域医療対策協議会を立ち上げ、県及び大学病院等への訪問による医師派遣の要請行動等をおこない、医師確保に努めている状況です。

救急業務は、大隅曾於地区消防組合曾於消防署、同財部分署及び末吉救急分駐所で対応し、それぞれに救急救命士及び高規格救急車が配置されています。また、平成23年12月から大隅曾於地区消防組合曾於消防署と連携しドクターヘリの運航が開始され、より緊急性の高い重篤な患者に対して救急医療の対応ができるようになりました。

救急医療については、曾於及び大隅広域夜間急病センター、都城市北諸県郡医師会病院に夜間急病センターが設置され、初期救急医療の体制が確立しました。令和元年には市内に救急クリニックが開院し、より利用しやすい体制になりました。

また、休日の診療については、曾於及び都城市北諸県郡医師会の協力により当番制で実施されており定着しています。

表8-1 曾於市の医療保健施設の状況

令和7年4月1日現在

施設	施設数	医師 人	看護師 人	歯科衛生士 人	病床数 人	診療科目				
						外科	内科	産婦人科	歯科	その他
病院	5	84	278	0	452	3	5	1	0	38
診療所	8	15	42	0	23	3	7	0	0	21
歯科診療所	11	18	0	40	0	0	0	0	11	13
計	24	117	320	40	475	6	12	1	11	72

(2) その対策

市健康増進計画及び特定健康診査等実施計画、保健事業実施計画に基づき、健康維持のための知識の普及と実践を図るとともに、健康診査・各種のがん検診の受診率を高め、疾病予防対策や

健康増進の推進を図っていきます。また、関係機関との連携の強化を図り地域の医療ニーズに沿った総合的医療体制の整備に努めるとともに、住み慣れた地域で最期まで安心して生活が送れるよう、地域包括ケアシステムを構築し推進していきます。さらに、医療過疎地への対策として、恒吉地区恒吉診療所の運営を継続します。

在宅当番・救急医療情報提供実施事業及び曾於医師会、大隅広域夜間急病センターへの負担を今後も継続し、夜間・休日などの急病患者への医療の確保に努め、大隅曾於地区消防組合曾於消防署との連携の強化を図っていきます。

都城市を中心として関係市町で形成する定住自立圏形成協定の中の医療分野において、都城夜間急病センターへの負担など、本市も積極的に参加しながら、医療資源の高度化や医療連携の充実、災害時の相互連携及び救急搬送体制の構築を図ります。

また、令和3年度から重症救急患者の提供体制の確保のために、構成する市町（大隅4市5町）で二次救急医療体制整備補助金を交付します。

医師確保対策については、都城圏域医療広域連携連絡協議会及び曾於地域医療対策協議会での活動を継続して医師確保に努めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確 保	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 民間病院	在宅当番・救急医療情報提供実施事業 [事業内容] 休日等の医療体制の整備 [必 要 性] 休日等の診療が可能となる体制が必要 [事業効果] 市民が安心して暮らせ、生活の向上が図られる	市	
		曾於医師会夜間急病センター負担金 [事業内容] 夜間等の救急医療体制の整備 [必 要 性] 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 [事業効果] 緊急に対応できる体制が確保され、安心して暮らせる	市	
		都城地区休日急患診療事業負担金 [事業内容] 夜間等の救急医療体制の整備 [必 要 性] 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 [事業効果] 緊急に対応できる体制が確保され、安心して暮らせる	市	
		曾於市小児科施設支援補助金 [事業内容] 要綱に基づき、市内に小児科施設を開設するまたは開設している医師又は医療法人に対し予算の範囲内において小児科施設支援補助金を交付 [必 要 性] 小児科施設がないため、子どもの健康を守り、安心して子育てできる環境が必要 [事業効果] 子どもの健康を守り、地域で安心して子育てできる環境を整備することができる。	市	
		曾於市小児科運営費補助金 [事業内容] 要綱に基づき、市内の小児科診療所等を開設するまたは開設している医師若しくは、医療法人に対し予算の範囲内において小児科運営費補助金を交付 [必 要 性] 子どもが安心して医療を受けられるよに経営を支え、小児医療を維持することが必要 [事業効果] 地域で継続して医療を受けられる環境を維持することができる。	市	
	その他	恒吉地区診療所 [事業内容] 診療所の設置及び管理運営 [必 要 性] 医療過疎地になっている住民の健康を守るために必要 [事業効果] 市民が安心して暮らせ、生活の向上が図られる	市	

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

学校教育は、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の基盤となります。

そのため学校では、教科指導など全教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成することが重要です。

令和7年5月現在の児童生徒数は、小学校が17校117学級で児童数1,426人、中学校が3校31学級で生徒数735人であり、この10年間で14%ほど減少していますが、今後も減少が続く見込みであります。

このような状況にあって、「適正規模での学び」の実現や、児童生徒にとって等しく良好な教育環境を確保し、教育効果を高めていくために、今後議論を進める必要があります。

特別支援学級は、小中学校併せて38学級あり、障害を持つ児童生徒の就学について、可能な限り社会的自立や参加を実現させる観点で、指導内容や指導体制の充実を図っていく必要があります。

学校教育施設は、岩川小学校移転改築整備事業が令和4年度に、学校給食センター施設整備事業が令和6年度に完了しました。また、末吉小学校校舎改築事業を継続して進めており、令和10年度までに完了する計画です。

小中学校施設において、築年数が40年を超えるものが、全91棟中41棟の45%となっており、これらの安全面や機能面を確保していくためにも老朽化対策が喫緊の課題といえます。

また、学校におけるICT活用については、令和2年度に整備した1人1台タブレット端末を令和7年度に更新しました。研修により教員のICT活用指導力は向上しつつありますが、プログラミング教育の対応等、さらなる指導力の育成が必要です。

今後の課題として、山間部、極小規模校の教育内容の充実を図るために、継続した通信環境アセスメントを実施するとともに、一人一台端末の利活用を進めることで、市内外の学校や関係機関との遠隔合同授業や合同研修などを推進していく必要があります。

児童・生徒の通学対策や安全対策については、児童生徒への支援に努めるとともに、学校や登下校時での事件事故に対する対策を関係機関や保護者・地域住民の協力のもとに強化することが必要となっています。

表9-1 小学校・中学校の児童生徒数の推移

(単位：人)

		現在までの推移					今後の動向					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
小学校	末吉	末吉小	548	539	530	530	522	498	487	463	459	448
		櫛小	41	42	34	33	32	28	26	26	27	25
		高岡小	5	7	6	—	—	—	—	—	—	—
		岩北小	9	9	7	10	12	15	15	11	10	7
		岩南小	20	16	11	11	6	7	9	9	7	7
		諏訪小	78	76	67	57	50	45	40	40	45	47
		光神小	11	12	10	11	12	10	8	7	7	7
		深川小	29	28	33	38	38	29	28	31	29	26
		柳迫小	79	77	68	64	62	62	57	49	44	44
	大隅	岩川小	291	273	277	269	256	231	213	202	192	186
		菅牟田小	14	14	12	14	11	12	12	12	9	8
		笠木小	35	37	33	32	27	21	19	15	14	18
		大隅北小	32	30	25	26	27	25	21	22	19	23
		恒吉小	14	15	11	10	10	11	10	6	4	3
		大隅南小	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		月野小	60	55	48	44	46	49	50	45	45	45
	財部	財部小	285	261	285	285	277	294	267	262	255	194
		財部北小	10	9	—	—	—	—	—	—	—	—
		財部南小	21	18	14	14	21	19	20	20	21	21
中谷小		15	17	15	17	17	10	10	8	7	6	
計		1,605	1,534	1,485	1,465	1,426	1,366	1,292	1,228	1,194	1,115	
中学校	末吉中	428	422	409	406	381	410	422	412	372	372	
	大隅中	180	204	205	222	205	206	198	192	188	188	
	財部中	179	177	161	166	149	170	155	146	144	144	
小計		787	803	775	794	735	786	775	750	704	704	
合計		2,392	2,337	2,260	2,259	2,161	2,152	2,067	1,978	1,898	1,819	

イ 生涯学習

地方分権、少子高齢化の進行、国際化や情報化社会の進展、価値観の多様化など社会経済状況が変化中、生活水準の向上や物質的な面での豊かさに加え、生涯を通じて健康で文化的な生活の追求や自己実現を図ることが求められています。

生涯学習とは、人が幼児期から高齢期までを通じて生涯のステージにわたり、あらゆる学習の場・機会を通じて、学習者の主体性により学びを深めることを求める理念と実践です。多彩な学習活動を行い、その学習成果が活かされるような生涯学習社会への取り組みが重要となっています。

大隅、財部中央公民館は、図書館や中央公民館の機能を備えた複合施設として整備され、それに伴う図書館・郷土館の解体にあたり、既存の資料を保管・展示するための郷土資料館の整

備も求められています。

本市の図書館については3館あり、蔵書数は令和6年度末現在で206,097冊です。市内の小中学校・こども園を中心に巡回している移動図書館車が2台走っていますが、地域住民の利用(学生以外)は、少ない状況となっており、だれもが利用しやすい環境としては、まだまだ不十分となっています。

ウ 生涯スポーツ

少子高齢化が一層進む中で、市民の誰もがライフステージにおいて、いつでも・どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と青少年の非行防止、活力あるまちづくりなどにとって大きな意義があるとともに、高齢者、障害者の健康保持は生涯スポーツに期待するところが大きいです。

こうした現状を考慮し市民の自主性を高め、自発的なスポーツ活動を促進するとともに、福祉行政と生涯スポーツとの有機的な連携を図ることが重要となっています。

エ 人権教育・人権啓発

人権教育は、全ての人々が人権尊重の自覚を高めることにより、人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現を目指すものであり、引き続き人権教育の推進が必要です。

また、これまで人権講演会や地域人権学習会などの様々な啓発活動を行ってきましたが、今後も引き続き人権尊重の明るいまちづくりの推進が必要となっています。

(2) その対策

ア 学校教育

「みんなが主役 学びで広がる 曾於の人づくり」を基本目標に、学ぶ喜びを感じ、自立して、他者と共に生きることでできる曾於の児童生徒を育成することで、学びでつながり、多様な人々と協働、協創して、よりよい社会をきずく曾於市民の育成を目指します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできたわが国と郷土を愛し、望ましい勤労観・職業観を身に付け、将来、社会に貢献できる児童生徒の育成を図ります。

さらに、教職員の教科指導力の向上を図るために、法定研修の充実や、「かごしま教員育成指標」を意識したキャリアアップを推進するとともに、曾於市内においても、曾於市教育センターを中心に、教職員研修等の組織的・計画的な推進を図り、教職員の更なる資質能力の向上を図ります。

それぞれの学校における教育課題を的確に把握し、教育目標を具現化することによって学校経営を充実させ、地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。

学校施設において、老朽化が進む校舎等の改築を計画的に進めます。また、一人一台端末の更なる活用を進めていくために、ICT支援員を各学校へ派遣することで、遠隔授業やプログラミング教育等の推進を図ります。

イ 生涯学習

今日の社会経済状況の変化に対応して、市民の学習意欲に応えた、いつでも、どこでも、だれでも、何でも学べる生涯学習環境づくりに努めるとともに、住民によるまちづくり活動を支援するための総合的な学習機会の提供を積極的に行います。

ウ 生涯スポーツ

生涯を通して生きがいを持ち、健康であり続けるため、市民誰もがそれぞれの体力や興味、

目的に応じてスポーツに親しみ、実践できる「市民総スポーツ社会」の形成を目指します。そのため、スポーツ・レクリエーション教室の開催やニュースポーツの普及など、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを推進します。

また、特色のあるスポーツイベントを開催し、スポーツに対する住民意識の高揚を図ります。

エ 人権教育・人権啓発

全ての人の基本的人権が尊重される地域社会の形成を図るため、人権教育を推進します。

また、人権講演会や地域での人権学習会などを推進し、人権教育の普及啓発と指導者の育成に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	小学校施設等改修事業 屋体LED照明改修 (中谷小学校・月野小学校・笠木小学校) 特別教室空調設備設置事業 (財部小学校)	市	
		末吉小学校校舎改築事業	市	
		中学校施設等改修事業	市	
		小学校特別教室等空調整備事業 (末吉小旧校舎から他校へ移設)	市	
		中学校特別教室等空調整備事業 (末吉小旧校舎から他校へ移設)	市	
		小学校照明設備等改修事業 (小学校施設整備事業)	市	
		中学校照明設備等改修事業 (中学校施設整備事業)	市	
	屋内運動場	小学校体育館等空調整備事業	市	
		中学校体育館等空調整備事業	市	
	教職員住 宅	教職員住宅改修・改築事業	市	
	その他	ICT教育環境整備事業 小・中学校校務用 電子黒板の更新 小中学校教師用タブレット	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等 体育施設	末吉地区運動施設管理費	市	

その他	中央公民館・図書館・郷土館整備事業	市	
(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 義務教育	学校 I C T活用支援・人材育成事業 [事業内容] 学校へ I C T支援員を派遣する [必 要 性] 教職員が授業で活用する電子黒板やタブレット型コンピュータの操作支援のため必要 [事業効果] I C T教育の推進が図られる	市	
その他	学校給食助成事業 [事業内容] 月額給食費の1/3以内を補助 [必 要 性] 保護者の学校給食費の負担軽減を図るために必要 [事業効果] 子育て支援が拡充され、地場産物の活用促進も図られる	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

曾於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

住民が安心して安全な暮らしを確実なものにしていくためには、集落（本市においては、自治会）の活力を維持・向上していくことが重要です。現在、本市の自治会は447あり、自治会戸数は最大197戸、最小3戸と過密自治会と過疎自治会の差が大きく、特に小自治会は山間部の過疎地域に多く、高齢化率も一段と高くなっており、また、地域によっては自治会が入り乱れ、判然としない区域もあります。

そこで、自治会の統廃合を自治会間の話し合いによる属地主義を基本として推進してきましたが、歴史的背景や習慣などから統廃合は困難な状況にあり、効果は薄くあまり進んでいない現状です。

そして、近年では自治会に加入しない若者や転入者が増加する傾向にあり、地域によっては若者流出で、高齢化が一段と進んで自治会の運営やコミュニティ活動に支障をきたしている地域もあります。

(2) その対策

現在の自治会構成の実態については、歴史的背景等複雑な事情により成り立っており、統廃合は自治会の意志を尊重し慎重に対応しなければなりません。今後の自治会統合を推進するため、自治会統合補助事業を活用し、隣接自治会間の協力体制及び統合の推進を図ります。また、自治会に加入しない若者や転入者が増加する傾向にあるため、自治会加入促進助成金を活用し地域自治会と行政の連携を強化しながら加入促進を図ります。

地域コミュニティの推進に関し、令和元年度に地域コミュニティ活性化推進条例を制定し、令和2年度に条例に基づく地域コミュニティ活性化推進計画を策定しました。当計画により、令和7年度までに10地区において地域コミュニティ協議会が設立されました。今後も未設立地区に対し啓発活動を行い、全ての地域において地域コミュニティ協議会の設置を目指す予定です。

また、今後は補助金等の見直しや定住対策等の諸施策に取り組み、行政依存型から地域住民主体の組織づくりを推進しながら、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する地域活動に対して支援を行い、集落の維持発展と活性化を目指していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	自治会統合補助事業 [事業内容] 統合により拡大した自治会に対する補助 [必要性] 少子高齢化や人口減少により自治会の会員数が減少する中において、統合により自治会規模の維持・拡大を図るために必要 [事業効果] 自治会規模の維持・拡大により、地域振興が図られる	市	
		地域コミュニティ活性化推進事業 [事業内容] 地域コミュニティ活性化推進計画に基づき、校区・地区毎に地域コミュニティ協議会を設立し、地域振興計画の策定・実行により地域振興を図る [必要性] 地域コミュニティの役割の重要性に鑑み、住民相互の連帯意識の醸成と住民のまちづくり参画を促進するために必要 [事業効果] 住民自らが意思形成し、まちづくりを進めることができ、住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現が図られる	市	
		公民館活動運営費 [事業内容] 公民館運営補助金の交付 [必要性] 各校区の団体活動の活性化や総合的な公民館活動を推進するために必要 [事業効果] 地域住民の連帯感が生まれ、地域活性化が図られる	市	

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

まちづくりにおける地域文化は、市民の感性を培い、心豊かで住みがいのあるまちづくりを進めていく上で不可欠な要素であります。

本市においては、「末吉総合センター」、「大隅文化会館」、「財部きらめきセンター」を文化の振興育成拠点に、旧3町の郷土資料を集約した「末吉歴史民俗資料館」及び旧岩川小学校校舎を活用した保存伝承拠点の整備を目指しております。このような施設においては、自主文化事業を通じ普段触れることのできない芸術鑑賞の場の提供や文化芸術活動の発表・展示、先人の文化や歴史の学習の場として広く市民に活用されています。

今日の市民の生活環境は多種多様なものになり、市民が望み欲している文化は何なのかを的確に把握し、それに応じた情報と場を提供しながら文化活動の推進・充実に努めることが求められています。

また、地域で育まれた歴史・文化の保存・継承に取り組みながら、新たな文化の創造に向けた取り組みも重要な課題となっています。

一方で、3町で合併したことにより、目的が同じ施設が複数存在しており、老朽化に伴って雨漏りや剥離などの修繕費がかさむことが課題となっています。

(2) その対策

市民や文化団体等のニーズに配慮し、文化事業の充実に努め、市民の自主的な文化活動を促進します。

また、施設については、必要に応じて修繕等を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

郷土の歴史や伝統文化に対する正しい認識を深め、地域の財産である伝統文化の保存継承に取り組みます。また、これらの取り組みを通じて新たな地域文化の創造と発信を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等 地域文化 振興施設	末吉総合センター管理費	市	
		きらめきセンター管理費	市	
		大隅文化会館管理費	市	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化 振興	文化財保護事業 [事業内容] 文化財保護団体等への活動助成 [必 要 性] 貴重な文化財を次の世代へ受け継ぐために必要 [事業効果] 各文化財の保存活用に努めることで、文化財保護の意識 向上が図られる	市	
		埋蔵文化財発掘調査事業 [事業内容] 公共事業等に伴う遺跡発掘調査費用等 [必 要 性] 曾於市内の歴史を明らかにするため必要 [事業効果] 遺跡発掘時の測量や調査結果報告書により、地域文化・ 歴史の振興が図られる	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

曾於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

市の施設への再生可能エネルギー導入をした事例として、市役所本庁舎や市内小中学校3校へ施設用電源として太陽光発電設備があります。また、市が普通財産として管理する遊休地を有償貸与し、太陽光発電を設置した事例があります。

本市では、平成28年3月に「曾於市の再生可能エネルギーの導入等について－現状と今後の方針－」をまとめ、市内において利活用が見込めるものとして、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、メタン発酵ガス化発電等について検討しましたが、市が事業主体となつての発電施設の整備や運営は大きなリスクが伴い現実的ではないとの結論に至りました。

一方、日照時間の長い南九州に位置する本市としては、太陽光発電は設置しやすく管理がほとんどいらないことから設置推進を図るべきであり、また、起伏の多い地形と市内を縦横に流れる河川に設けられる堰等を利用した小規模水力発電には設置の可能性があります。今後は、発電事業へ参加を検討する企業と地域住民との調整をサポートしていく必要があります。

(2) その対策

再生可能エネルギーに関する研修会へ参加する等情報収集に努め、発電事業を検討する企業へ情報提供や助言を行い、民間主体による発電施設の整備に繋げていきます。

また、自然環境の保全に資する新エネルギー・省エネルギー設備の公共施設等への導入を積極的に推進するとともに、遊休地を発電施設敷地として貸与の推進を行っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 再生可能 エネルギー 利用	企画事務費 [事業内容] 再生エネルギー関連研修会等への参加費用 [必要性] 発電事業を検討する企業と地域住民等との調整をサポートする [事業効果] 市内での再生可能エネルギー利用が推進される	市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

ア 地域の活力創生

本市では、長期化する景気の低迷や雇用の悪化など厳しい社会情勢のもと、若年層の都会へ流出や、農業の担い手不足等によって地域の活力も薄れつつあり、主要産業である第1次産業も衰退してきています。これから更に進む高齢化に向けて、人口減少への対策や地域の担い手確保が課題となっています。

イ 環境の保全

本市は、山林や農地など豊かな自然に囲まれており、これらの自然は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮しています。本市も過疎地域として、豊かな自然環境を保持するとともに、後世に引き継いでいくための取り組みが必要です。

(2) その対策

ア 地域の活力創生

共生協働推進事業により、住民主導による地域づくり活動や住民主導の地域づくりのイベントを開催できるよう支援することにより、個性豊かで活力あるまちづくりを推進する地域づくりのリーダーを育てます。

多面的機能支払交付金を活用し、地域住民を主体とする多様な組織の参画を得て、効果の高い共同活動を実施することにより、地域資源の良好な保全と質的向上を図り、地域ぐるみで協働する機運を育てます。

少子化対策の一環として婚活事業を実施し、結婚を希望する方々に出会いの機会を提供してまいります。

また、基金の積み立てを行い、これらの過疎地域持続的発展特別事業を円滑に実施します。

イ 環境の保全

第2次曾於市環境基本計画に基づき「人と豊かな自然が共生して みんなで創る環境にやさしいまち」という将来像のもと、市民と事業者と行政が協力・協働して、処施策に取り組むことで、市民の環境意識の向上を図り、曾於市の豊かな環境の保全と将来への継承に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域 持続的発展 特別事業	共生協働推進事業 [事業内容] 市民自らが企画提案した事業に対する補助 [必 要 性] 協働のまちづくり活動や公益性の高い事業を市民自らが実施するために必要 [事業効果] 市民自らが共生協働事業に取り組むことにより、地域住民が元気で、いきいきとした生活を営む地域づくりが図られる	市	
		多面的機能支払交付金事業 [事業内容] 水土里サークル活動の補助 [必 要 性] 高齢化が進み、担い手不足の地域において、地域ぐるみで行う共同活動への支援が必要 [事業効果] 地域資源の良好な保全と質的向上が図られ、多様な参加主体間での協働が推進される	市	
		結婚応援プロジェクト [事業内容] 婚活イベントの開催、婚活サポーターの養成 [必 要 性] 恋愛や結婚希望者への出会いの場を創出することと婚活事業を自立した活動に支援することが必要 [事業効果] 新たな出会いの場が増えることで、今後の結婚・出産へのきっかけとなり、また婚活サポーターを養成することで、自立した婚活事業の推進が図られる	市	
		過疎地域持続的発展特別事業基金積立 [事業内容] 曾於市過疎地域持続的発展特別事業基金積立 [必 要 性] 扶助費等における財政需要の増加が見込まれることから、財源の確保に必要 [事業効果] 安定的な財源の確保に努めることで、健全な財政運営が図られる	市	

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	空き屋バンク登録住宅改修補 助事業	市	空き家の有効活用と定住促進が 図られるため、施策の効果は将来 に及ぶ
		定住住宅取得推進事業	市	定住促進が図られることで、施策 の効果は将来に及ぶ
		地域おこし協力隊事業	市	地域の活性化、定住促進が図られ ることで、施策の効果は将来に及 ぶ
		住宅リフォーム促進補助事業	市	住環境の向上及び定住促進並び に市内産業の雇用の創出及び活 性化が図られることで、施策の効 果は将来に及ぶ
2 産業の振 興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産 業	農業後継者等育成対策事業費	市	新規就農者の確保及び担い手の 育成が図られることで、施策の効 果は将来に及ぶ
		畜産振興協議会事業	市	畜産のまちづくりの推進が図ら れることで、施策の効果は将来に 及ぶ
		繁殖雌牛導入保留対策事業	市	繁殖雌牛の維持拡大が図られる ことで、施策の効果は将来に及ぶ
		肥育素牛導入保留対策事業	市	肥育頭数の維持拡大が図られる ことで、施策の効果は将来に及ぶ
		畜産生産基盤施設整備事業	市	畜産経営の基盤強化が図られる ことで、施策の効果は将来に及ぶ
		農業総務事務費(農業公社運営 負担金)	市	農業者の経済的かつ社会的地位 の向上と活力ある地域社会の維 持・発展が図られることで、施策 の効果は将来に及ぶ
		中山間地域等直接支払交付金 事業	市	耕作放棄地の発生防止・多面的 機能の増進により、農業者の生産 意欲の向上が図られる
		鳥獣対策事業(イノシシ等被害 防止事業)	市	農業被害が軽減され、農業者の生 産意欲の向上が図られることで、 施策の効果は将来に及ぶ
		鳥獣対策事業(捕獲活動整備事 業)	市	農業被害を及ぼす有害鳥獣の より効果的な捕獲を実現するこ とにより、農業被害が軽減され、 農業者の生産意欲の向上が図ら れる
		鳥獣対策事業(有害鳥獣捕獲事 業)	市	農作物被害を軽減させて、農家の 生産意欲の向上が図られること で、施策の効果は将来に及ぶ
		鳥獣対策事業(被害防止対策整 備事業)	協議会	農作物被害を防止し、農家の生産 意欲の維持及び向上が図られる ことで、施策の効果は将来に及ぶ

	商工業・6 次産業化	森林・林業振興事業（林業担い 手育成基金事業）	森林 組合	林業従事者の育成と確保が図ら れることで、施策の効果は将来に 及ぶ
		店舗新築・改築補助事業	市	雇用の創出、後継者の育成及び地 域経済の活性化が図られること で、施策の効果は将来に及ぶ
		商工業新規就業者支援事業補 助	市	新規就業者及び後継者の育成及 び地域経済の活性化が図られる ことで、施策の効果は将来に及ぶ
	観光	大隅広域観光開発推進会議、日 南・大隅地区観光連絡協議会、 霧島ジオパーク推進連絡協議 会	各協 議会	近隣地域と連携を図りながら取 り組むことにより、広域的な観光 開発及び観光事業普及を行うこ とによって、施策の効果は将来に 及ぶ
		観光協会補助事業	曾於市 観光協会	観光協会が特色ある観光及び特 産品の発信源となることにより、 市のPRへ繋がり、施策の効果は将 来に及ぶ
	企業誘致	企業誘致推進事業	市	市内への企業誘致と誘致企業の 振興が図られることで、施策の効 果は将来に及ぶ
		企業立地促進助成事業（雇用助 成）	市	地元雇用の確保と拡大、若年層の 定住化が図られることで、施策の 効果は将来に及ぶ
		企業立地促進助成事業（立地助 成）	市	雇用の確保と拡大が図られるこ とで、施策の効果は将来に及ぶ
		雇用創出関連施設等整備補助 金	市	雇用機会の創出・拡大が図られる ことで、施策の効果は将来に及ぶ
3 地域にお ける情報化	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 情報化	情報発信事業	市	市民等への市政情報の幅広い周 知が図られることで、施策の効果 は将来に及ぶ
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	交通対策事業（思いやりタクシ ー・バス運行補助事業）	市	農村部と都市部の交流促進と福 祉の向上が図られることで、施策 の効果は将来に及ぶ
		交通対策事業（廃止代替・地域 間幹線系統バス運行補助事業）	市	市内の生活交通路線の運行を継 続し、地域住民の福祉の向上が図 られることで、施策の効果は将来 に及ぶ
5 生活環境 の整備	(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業 環境 危険施設 撤去	ごみ減量対策費（塵芥収集及び 運搬処理事業）	市	ごみの減量化とごみ処理施設の 延命化が図られることで、施策の 効果は将来に及ぶ
		危険廃屋解体撤去補助事業	市	景観及び住環境の向上並びに市 民の安心安全の確保が図られる ことで、施策の効果は将来に及ぶ
	防災・防犯	住宅耐震改修等促進事業	市	いつ発生するかわからない大規 模な地震に対し、木造住宅の地震 に対する安全性の向上が図られ、 施策の効果は将来に及ぶ
6 子育て環 境の確保並 びに高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業	出産祝金支給事業	市	子育てしやすい街づくりの一環 となり、少子化対策にもなること から、施策の効果は将来に及ぶ
		子ども医療費給付事業	市	疾病の早期発見と早期治療を促 進し、健康増進が図られるととも に、子育て世帯の負担軽減にもな り、施策の効果は将来に及ぶ
	児童福祉			

		地域子育て支援拠点事業	市	子育てによる不安感の緩和と子どもの健やかな育ちの促進が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		子ども・子育て支援給付費（施設等利用費）	市	子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることができ少子化対策の一環となることで、施策の効果は将来に及ぶ
		放課後児童健全育成事業	市	児童の安全確保や自主性・社会性を養い児童の健全育成が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		地域子ども・子育て支援事業	市	延長保育や一時預かり等の事業を実施することにより保護者の子育てと仕事の両立が図られ、施策の効果は将来に及ぶ
		子ども・子育て支援給付費（施設型給付費）	市	幼児教育・保育事業者に対し、施設型給付費を支給する事で、子どもの成長段階に応じた支援を安定して行うことができ、施策の効果は将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	長寿クラブ助成事業	市	高齢者の引きこもり防止と元気な高齢者の生きがいが図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		訪問給食サービス事業（市単独分）	市	高齢者等の自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持、安否確認など在宅福祉の推進が図られ、施策の効果は将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	在宅当番・救急医療情報提供実施事業	市	休日等の診療が可能となり、市民が安心して暮らせ、生活の向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		曾於医師会夜間急病センター負担金	市	夜間等の診療が可能となり、緊急に対応できる体制が確保され、暮らしの安全が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		都城地区休日急患診療事業負担金	市	夜間等の診療が可能となり、緊急に対応できる体制が確保され、暮らしの安全が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		曾於市小児科施設支援補助金	市	小児科施設の支援により、地域で安心して子育てできる環境整備が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		曾於市小児科運営費補助	市	子どもが安心して医療を受けられるように経営を支え、小児医療の維持が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
	その他	恒吉地区診療所	市	医療過疎地になっている市民の健康を守り、生活の向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 その他	学校ICT活用支援・人材育成事業	市	学校でのICT教育の推進が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		学校給食助成事業	市	給食費の支援により、子育て支援が拡充され、地場産物の活用促進も図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展	自治会統合補助事業	市	自治会規模の維持・拡大を推進することで地域振興が図られ、施策

	特別事業 集落整備			の効果は将来に及ぶ
		地域コミュニティ活性化推進事業	市	住民自らが意思形成し、まちづくり参画することで、安心して暮らせる地域社会の実現が図られ、施策の効果は将来に及ぶ
		公民館活動運営費	市	地域住民の連帯感が生まれ、地域活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
10 地域文化の振興	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化 振興	文化財保護事業	市	各文化財の保存活用に努めることで、文化財保護の意識向上が図られ、施策の効果は将来に及ぶ
		埋蔵文化財発掘調査事業	市	遺跡発掘を通じて、地域の文化・歴史の振興が図られ、施策の効果は将来に及ぶ
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	企画事務費	市	市内での再生可能エネルギー利用が推進されることで、施策の効果は将来に及ぶ
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域 持続的発展 特別事業	共生協働推進事業	市	市民自らが共生協働事業に取り組むことにより、地域住民が元気で、いきいきとした生活を営む地域づくりが図られ、施策の効果は将来に及ぶ
		多面的機能支払交付金事業	市	地域資源の良好な保全と質的向上が図られ、多様な参加主体間での協働が推進されることで、施策の効果は将来に及ぶ
		結婚応援プロジェクト	市	婚活サポーターを養成することで、自立した婚活事業の推進が図られ、施策の効果は将来に及ぶ
		総務基金管理費	市	安定的な財源の確保に努めることで、健全な財政運営が図られ、施策の効果は将来に及ぶ